

第1回 横浜市神奈川区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会

次 第

日時：令和3年12月22日（水）
9時30分から11時30分
場所：神奈川区役所 本館4階第3会議室

1 開会

2 本委員会について

資料1 神奈川区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会について

3 選定委員紹介、定足数の確認

資料2 神奈川区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会委員名簿

4 委員長選定及び委員長職務代理者の指名

5 法人選定の流れについて

資料3 神奈川区地域子育て支援拠点運営法人選定の流れ

6 地域子育て支援拠点事業概要について

資料4 地域子育て支援拠点事業とは

資料5 神奈川区地域子育て支援拠点事業評価シート（事業概要、様式1-1～7、
協働事業プロセス相互検証シート）

7 評価指標及び選定方法等について

資料6-1 評価指標の見方について

資料6-2 神奈川区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会評価指標

資料7 令和4年度神奈川区地域子育て支援拠点事業仕様書

資料8 神奈川区地域子育て支援拠点運営法人募集に係る質問及び回答

8 その他

9 閉会

<第2回選定委員会について>

■令和4年1月12日（水）午前9:00～11:30 神奈川区役所本館2階中会議室

横浜市神奈川区地域子育て支援拠点運営法人 選定委員会について

1 委員会の位置付け

本委員会は、「横浜市附属機関設置条例」第2条及び「横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱」第7条に基づき設置されており、本委員会は「横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会」の分科会として位置付けられています。

委員は、「横浜市神奈川区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会要綱」第3条2項において、上部組織の委員長が指名する委員若干名のほか、子育て支援に理解のある地域関係者、有識者、その他区長が必要と認める者のうちから、市長が任命することと定められています。また、同要綱第7条において、委員に係る庶務は区で行うこととしています。

- 横浜市附属機関設置条例（第2条）（別表に「横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会」の記）
- 横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱（第7条）
- 横浜市神奈川区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会要綱（第3条2項、第7条）

2 委員会の担当事務

次年度以降の運営法人を選定するにあたり、応募法人について、提案書の書類審査や法人からのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、内容評価した上で、評価結果をまとめます。

なお、神奈川区の業者選定委員会において評価結果を審査し、受託候補者を特定します。

- 横浜市神奈川区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会要綱（第2条）
- 横浜市神奈川区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱（第3条、第5条、第8条、第9条）

3 委員の任期

横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会の委員の任期の終期を越えない範囲とされており、令和4年3月31日までとしております。

- 横浜市神奈川区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会要綱（第3条3項）

4 委員の身分

非常勤特別職職員となります。

- 地方自治法（第202条の3第2項）
- 地方公務員法（第3条第3項第2号）

5 委員としての注意事項

選考の公平性を確保する観点から、応募法人との接触は極力避けていただくよう、御配慮をお願いします。また、選考のうえで知り得た情報などは、委員以外の方に口外されないよう、お願いします。

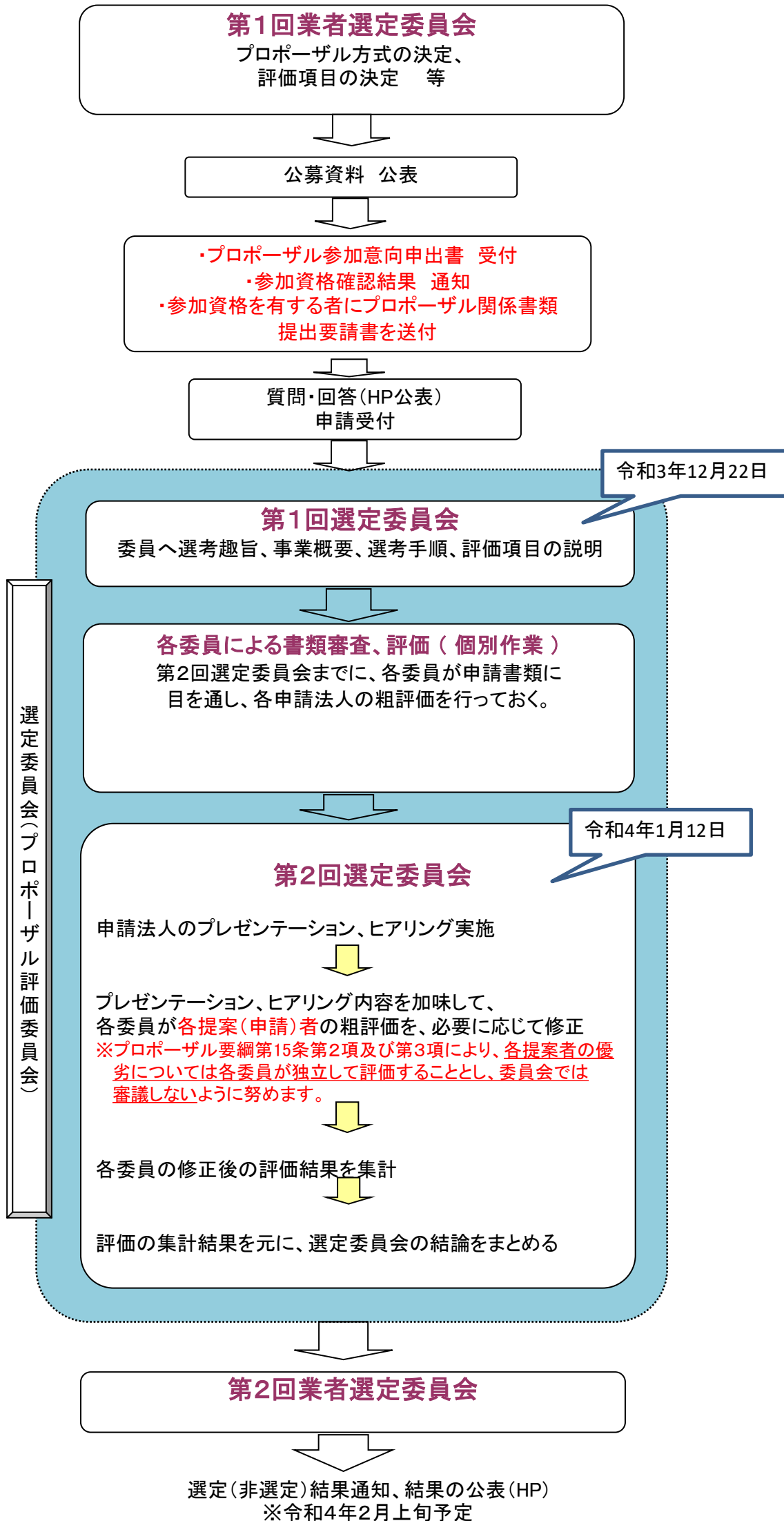
- 横浜市神奈川区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会要綱（第6条）

令和3年度横浜市神奈川区地域子育て支援拠点運営法人
選定委員会委員名簿

資料2

	選出区分	委員氏名	役職名称
1	学識経験者	大豆生田 啓友	玉川大学教育学部乳幼児発達学科教授
2	神奈川区連合町内会自治会連絡協議会	佐藤 潮	会長
3	神奈川区民生委員児童委員協議会	松島 昌子	会長
4	神奈川区民生委員児童委員協議会	加山 勢津子	主任児童委員代表
5	神奈川区社会福祉協議会	高橋 博之	事務局長
6	地域ケアプラザ施設長	白神 誠敬	沢渡三ツ沢地域ケアプラザ所長
7	幼稚園園長	小瀧 剛	横浜孝道幼稚園参事 横浜市幼稚園協会神奈川支部長
8	保育園園長	森 博	あおぞら第2保育園園長
9	子育て支援者	千野 美佐子	
10	横浜市東部地域療育センター	伊藤 美穂	地域支援課 課長

	事務局	氏名	役職名称
1	神奈川区福祉保健センター	本間 睦	福祉保健センター長
2	神奈川区福祉保健センターこども家庭支援課	岡 利香	こども家庭支援課長
3		原田 紘旭	こども家庭係長
4		加藤 弘美	こども家庭支援担当係長
5		佐藤 和美	こども家庭支援担当
6		宮下 智葉	こども家庭支援担当
7		佐々木 早苗	こども家庭係
8		平林 里久	こども家庭係



「地域子育て支援拠点」とは？

～地域の子育て家庭や子育ての支援者のための拠点です～

よこはまわくわくプラン（横浜市子ども・子育て支援事業計画）において、地域子育て支援事業に位置付けられている事業で、現在、市内各区に 25 か所設置されています。拠点運営の目標として、安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる家庭や社会を目指して、子育てを地域全体で支える地域力を創出することを掲げています。

Q 「地域子育て支援拠点」ってどんなところ？

A 未就学児とその保護者と、子育て支援の活動に取り組む人への支援を行う施設です。次の7つの機能を担っています。

【地域子育て支援拠点の7つの機能】

＜子育て家庭への支援＞

- 1 保護者と児童が遊び、交流できる場を提供します
保護者と児童がいつでも気軽につどい、ゆったり過ごせる居場所を提供しています。
- 2 子育ての不安や悩みの相談ができます
子育てに関するさまざまな相談にスタッフが対応します。
- 3 子育てに関する情報を集め、提供します
情報コーナーを設置するほか、多様な媒体で情報を発信しています。
- 4 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用を支援します
それぞれのニーズに応じた情報提供や、施設・事業の利用を支援します。

＜子育ての支援者への支援＞

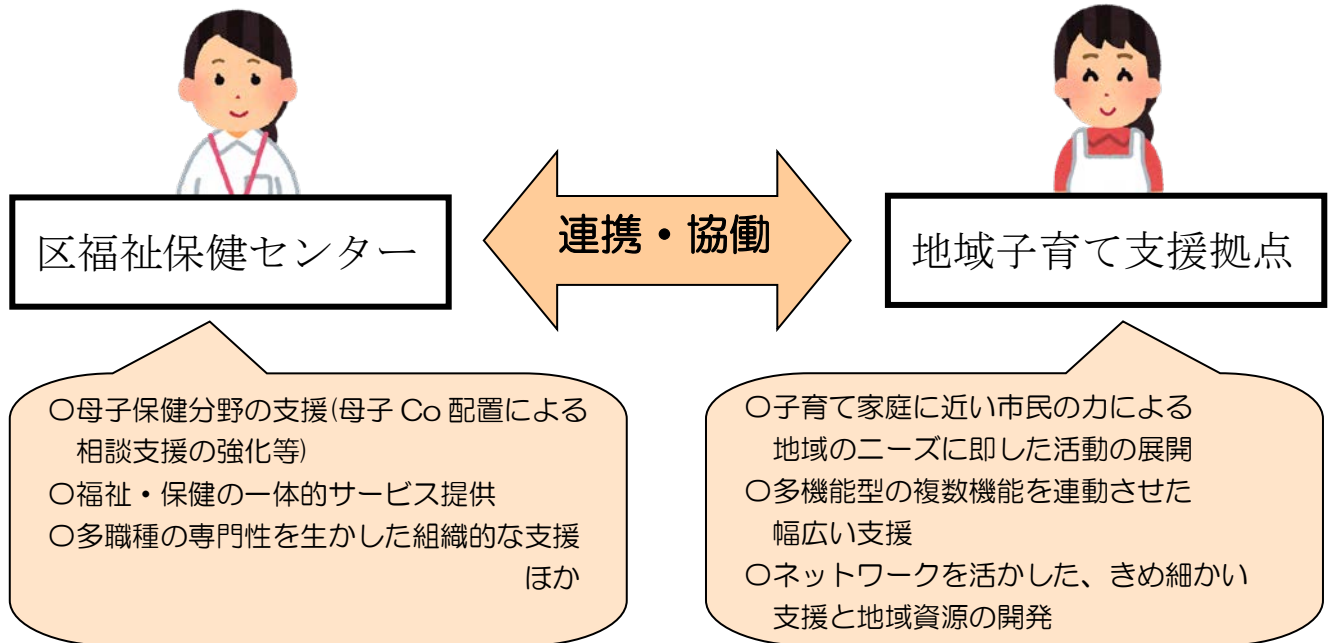
- 5 子育て支援に関わる方々と一緒に地域のネットワークをつくります
子育てを応援する方々・機関と地域のつながりを築き、子育て支援の輪を広げます
- 6 子育て支援に関わる方々向けの研修会などを実施します
学びあいと交流の機会をつくり、子育て支援の人材を育成します。

＜地域の中での子どもの預かり合いの促進＞

- 7 横浜子育てサポートシステム*区支部事務局の運営を担います
※地域の中で子どもを預け・預かることで、人と人とのつながりを広げ、地域ぐるみでの子育て支援を目指します。

令和2年3月からは、区の福祉保健センターと地域子育て支援拠点による「横浜市版子育て世代包括支援センター」が展開されています。横浜の強みを活かした妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制の構築を目指しています。

【子育て世代地域包括支援センターのイメージ】



ゆっくりお話を伺えるお部屋があります



こどもの預かり等をおこなう子育てサポートシステムの事務局を担っています

いろいろな子育て情報が入手できます



親子で過ごせる居場所があります

中学生が乳幼児と触れ合い学ぶ機会をつくっています

神奈川区地域子育て支援拠点事業 5か年のまとめ 実施概要

対象事業	神奈川区地域子育て支援拠点事業
対象期間	平成29年度～令和3年度(5か年)
事業の実施者	NPO法人親がめ
	神奈川区こども家庭支援課
実施目的	<p>1 今期5か年の事業を振り返り、成果や課題、今後の方向性等を整理します。</p> <p>2 市民協働事業の実践を通じて経験を蓄積し、その後の市民協働や市民協働事業に活かしていくため、また、当該協働事業の当事者だけでなく、多くの市民等の協働への参加意欲を高めるため、当該評価を公開し、透明性を高めます。</p>
実施時期	令和3年7月
実施について	<p>拠点事業は、区と運営法人との協働により進めています。</p> <p>毎年度、事業ごとに定めている「目指す拠点の姿」に沿って役割分担し、行動計画を立て、年度末には「振り返りの視点」に沿って取組の振り返りを行いながら事業を進めてきました。また、中間期には「有識者を交えた事業評価」を実施し、事業の運営・管理にフィードバックして拠点運営状況の向上を図っています。</p> <p>今回は、中間期に行った「有識者を交えた事業評価」に、その後の事業振り返りを加え、今期5か年のまとめとしました。</p> <p>【参考】 地域子育て支援拠点事業評価シート 4段階自己評価の意味 A よくできた/B できた/C あまりできなかった/D まったくできなかった</p> <p>【参考】 拠点の7事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供(親子の居場所事業) 2 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること(子育て相談事業) 3 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること(情報収集・提供事業) 4 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること(ネットワーク事業) 5 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること(人材育成、活動支援事業) 6 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること (横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業) 7 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関すること(利用者支援事業)

1 親子の居場所事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①利用者を温かく迎え入れる雰囲気のある場になっている。	・子育て支援の場に出向かない層のニーズやその理由を把握し、誰もが訪れやすい拠点運営を、拠点と区で協力して検討していく。 ・就労、早期に職場復帰する人が増える中、親子が地域の中で育てられ支えられる体験の機会を積み重ねられるよう、地域の人の力を活かしたより身近な居場所づくりを進める。 ・利用者が増え、対応が複雑化する中、限られた空間の中で、より多くの人々が安心・安全に過ごせる環境の整備が必要である。	A	A
②多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場になっている。		A	A
③養育者と子どものニーズ把握の場になっている。		A	A
④親(養育者)自身が親として育ち、また子どもが育つ場となっている。		A	A
☆さまざまな地域の区民が拠点を利用している。		A	A

評価の理由(法人)

(主なデータ)

◆登録者・利用者数(人)

	登録者数	利用者数	利用者内訳					支援者	きょうだい(組)	アウトリーチ
			子ども	父親	母親	祖父母	プレパ・パママ			
H29	1469	32134	16442	947	13679	226	311	2868	2488	7068
H30	1554	33233	15896	1065	14243	222	202	2944	2296	9010
R1	1114	28085	14124	971	11946	171	222	2449	1686	7091

◆R1年度利用者アンケート： 利用理由第1位「子どもを遊ばせたい」と34%が回答、かな—ちえの魅力第1位「自由に過ごせる」、「かな—ちえ以外で、”お互い様で迷惑かけ合って皆の子どもを皆で育て合おう”を伝えられる」と87%が回答、「他の親子のために自分ができることを考えるようになった」と74%が回答

①【誰もがその人のペースで、安心して心地良く過ごせる場が醸し出す、温かい雰囲気づくり】

- 日常にある身近な居場所として、様々な背景を持つ親子が、各々のペースで安心して過ごせる場づくりに努めた。
- コロナ禍にあたり、感染拡大防止に努めながら、安心・安全な居場所を提供した。
- 温かく共感を持って、個々の状況に応じた寄り添いを通じ、何気なく交わされる会話の中にある本音の数々を受け入れ合える空気感が育まれた。
- 初来所の契機となるよう複数の参加型事業を開催し、利用者間の交流に繋げた。
- コロナ禍において、親子・地域共に、体験の場、人とふれあう機会が激減している状況とその影響を把握し、全機能を連動させて、アウトリーチやオンライン等柔軟に、事業開催・運営に努めた。

②【多様な人が訪れ、出会いや交流、関わり合い、支え合いが育まれる「場」】

- 当事者間の高い共感性、活きた情報の交換、対話の効果に主眼を置き、多様なテーマで当事者間の語り合い、支え合いを育む事業を定期開催した。(妊娠期・国際交流・双子三つ子・若年層の親・40歳前後の親・ひとり親・療育おやこ・父親・祖父母等)
- 産前プログラムを体験・参加型等充実させ、当事者力に支えられた産後の父母たちとの交流タイムを頻繁に設けることで、産後の拠点利用動機に働きかけ、繋げた。
- 年2回の大型事業(かな—ちえまつり・リサイクルマーケット)が定着し、利用者も利用していない人も、家族を含め様々な顔ぶれが集い、ふれあい、互いを知り合う機会となり、多様な人々の力が、交ざり合うことの楽しさを体感する場となった。
- 年間を通して、地域ボランティアや学生ボランティア、実習生、体験学習等の小学生グループ等が訪れ、多世代のふれあいに繋がった。

③【ひろばや事業展開から、子育て世代の生の声、様々なニーズを把握し、課題解決へと繋げた】

- 毎年利用者アンケート(オンラインを含む)を実施し、妊娠期や父親対象事業の充実、利用者のニーズに応じた運営に繋げた。
- スタッフ間で日々の振り返りを丁寧に行い、ひろばを通して浮かび上がってくるニーズ、事業や出張プログラムで得られた地域毎のニーズ、テーマ毎の当事者の声を共有した。また、区と拠点が共に検討する機会を定期的に設け、課題解決に繋げた。

様式1-1 地域子育て支援拠点事業評価シート

④【子どもの育ちの「場」、妊娠期からの親同士の対話、育ち、学び、支え合う「場」】

- 安心・安全な乳幼児の育ちの場であることを大切に。時に応じて乳児コーナーとの境を設けながら、スタッフの実況解説と合わせ、親同士も、子どもの育ちの流れを直に見て、感じ、自然に学び合う場になった。動的な遊具や素材遊び等を通して、各年齢の子どもがエネルギーを発散させる空間づくりに努めた。
- 「お互い様で迷惑かけ合って皆の子どもを皆で育て合おう」をモットーに掲げ、参加型の語り合い事業(みんなでトーク)の定期開催や、「地域で子どもは育ち合う」等の子育て講演会の開催を通して、モットーが広がり醸成するように努めた。
- 学齢期の親やきょうだい児がいる拠点利用期間の長い利用者も多く、子どもの育ちを大らかに見守り合うことの大切さについて当事者間で伝え合う空気が広まった。土曜日は学齢期になったきょうだい児が、乳幼児たちと、ごっこ遊びや絵本の読み聞かせをする姿が定着し、大人が距離を保って子どもを見守る場になった。
- 互いの子どもを預け合い、30分交代で親自身のリフレッシュタイムを工夫し継続するグループや、エリア別、学齢期、40歳前後の子育て等のテーマトークを自主開催する先輩たちの姿を通して、親としての自分だけではない時間を大切にする姿が伝わった。

☆【親子の居場所機能を面的に整備】

- 拠点に来所しづらい地域において、2か所の出張ひろばを、各週1回開催した。また、区アンケート結果より、「支援の場へは出向きにくい親子が遊んでいる場」の1位が「公園・緑地」、を受け、区内公園5か所・プレイパーク3か所での定期的な出前事業を開催した。
- 区と共に、子育て世代の居住率が高い地域に、拠点サテライトを開設した。地域の特性を活かした、新しいひろばづくりに努めた。
- 年間を通して区内の地域ケアプラザ(かなプラタイム)・地区センター(かなちくタイム)と、共催で事業を開催した。

評価の理由(区)

- ①・広報の毎月掲載、R1年度広報1月号で拠点の写真を掲載した。H31年4月から母子保健コーディネーターが配置になり、R1年5月から転入妊婦全員に面接をすることで、不慣れな土地で子育てをする世帯にも、拠点や地域情報の説明する機会を増やした。
 - ・こんにちは赤ちゃん訪問では、訪問時期に合わせた拠点のカレンダーを配布し、タイムリーな情報提供に努めた。
 - ・土曜両親教室では、拠点紹介のパワーポイントを作成し、プレママパパチラシを配布した。拠点スタッフによる紹介の時間も設け、妊娠期からの拠点周知を強化し、拠点への来所や事業利用に繋げた。
 - ・母子健康手帳面接や土曜両親教室、妊娠後期の手紙発送等、地域情報を伝える機会を複数設けることで、情報が必要な時に伝えられるよう工夫した。
 - ・感染症対策を行なっている、安心・安全な居場所として周知する。
 - ②外国籍の母子手帳交付時やこんにちは赤ちゃん訪問の際に、多言語版の拠点案内を渡し、拠点の紹介を行なった。
 - ②③拠点、区による定例会・スタッフ会議(各月1回)にて、利用者の傾向、区の事業の中で把握したニーズ、区アンケート結果を共有し、事業の実施状況を確認した。
 - ③養育者は、子育ての見通しを持ちにくい、という区アンケートの結果から、子育てに関する講演会の内容を再検討し企画した。
 - ④遊具や室内環境の安全点検を半年に1度行なった。遊具の事故及び利用者間の事故も含めて、スタッフ会議で振り返りを行い、予防方法の確認をした。
- ☆拠点が遠い世帯へは、積極的に出張ひろばをPRした。R2年度新規サテライト開設に向け、区と拠点が協働で話し合いを進めた。

拠点事業としての成果と課題

【成果】

- 開所から15年を迎え、常設の居場所として多様な人が訪れ、出会い、交流、支え合いの中から、新しい仕組みや動きが生まれると共に、地域に繋がるきっかけが散りばめられる場に育った。
- 利用者同士の関わり合いや、一人ひとりが持つ強みを大切に、当事者同士を繋ぐ工夫や企画への参画等「親育ち・子育て・仲間育ち」を意識した取り組みを積極的に実施した。また、「お互い様で迷惑をかけ合って育て合おう」「顔と顔を合わせ本音で語り合おう」「子どもの育ちを見守り合おう」といったモットーを掲げ、理解を深めることで、居場所の雰囲気として伝え合い、更に様々な人の声で地域へ広まった。
- 利用者の声に耳を傾けると共に、利用者アンケート等を活用し、区アンケート結果と合わせて双方で利用者の傾向や数値的な分析に継続的に取り組み、事業等に反映させた。
- 2か所の出張ひろば開催の継続、拠点サテライトの開設に区と共に取組み、子育て支援の場を面的に整備した。

【課題】

- 子育て支援の場に出向かない層のニーズやその理由を把握し、誰もが訪れやすい拠点運営を、拠点と区で協力して検討していく。コロナ禍の中で、オンライン配信等の設備とスキルが整い、ニーズが高いテーマでのワークタイムの開催等を検討し、来所しない層にも、更に多様な機会を届ける工夫をする。
- 就労、早期に職場復帰する人が増える中、親子が地域の中で育てられ、支えられる体験の機会を積み重ねられるよう、妊娠期からのニーズを把握し、多様な時間設定を工夫する。
- プレ幼稚園入園、就労層の増加により、きょうだい児を連れながらの拠点長期利用者が、減少傾向にある。場を支え、人や地域を繋ぐこの層との、丁寧なコミュニケーションの持続と新たな取り組みを行うと共に、仕事と地域活動の両立による自分自身の変容を覚知する当事者からの発信拡散等を促す工夫をする。
- 産前からの切れ目ない支援に向けて、横浜型市版子育て世代包括支援センターとして、区と連携し、予防機能の役割を担っていく。
- 拠点サテライトが地域の拠点、居場所として機能するように取り組む。

振り返りの視点

- ア いつでも気軽に訪れることができ、安心して過ごせるような配慮、工夫をしているか。
- イ 居場所を訪れる様々な利用者（養育者、子ども、ボランティア等）の間に、交流が生まれるように工夫しているか。
- ウ 多様な養育者と子どもを受け入れる配慮や工夫をしているか。
- エ 養育者と子どものニーズを把握するための工夫をしているか。
- オ 把握されたニーズを区こども家庭支援課や関係機関と共有し、ニーズに応じて必要な支援や新たな事業、事業の見直しにつなげているか。
- カ 子どもの年齢・月齢に応じた遊びの環境が整備されているか。
- キ 子ども同士の関わりが尊重され、子どもが健やかに育つために必要なことに養育者が気づき、学ぶ機会を提供する場となっているか。
- ク 養育者同士が相談、情報交換し、課題解決し合う仕組みや仕掛けがあるか。

2 子育て相談事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①養育者とスタッフとの間に安心して相談できる信頼関係ができ、気軽に相談ができる場となっている。	・引き続き、拠点と区が相互に連携し、互いの役割を把握しながら、相談者へ効果的な支援を行う。 ・相談傾向を経年的に拠点と区で共有し、分析し検討していく必要がある。 ・多様な相談に対応するため、日常生活における身近な話し相手としての姿勢を大切にしながら、スタッフ研修を積み重ねる。	A	A
②相談を受け止め、内容に応じて、養育者を関係機関につなげている。また、必要に応じて継続したフォローができています。		A	A

評価の理由(法人)

(主なデータ)

◆専門相談参加人数/件数

	専門相談	ひろば相談	
	参加人数	人数	件数
H29	439	4881	7949
H30	456	5161	8435
R1	413	4423	6942

◆定期開催プログラムの内、相談に繋がるもの

専門相談	臨床心理士・言語聴覚士・栄養士・助産師・保育士・カウンセラー
当事者力によるなかまトーク	①アラ40②シングル親③ワーキング親④ダブルケア⑤療育おやこ&うちの子気になるトーク ⑥国際交流⑦双子三つ子
妊娠期対象プログラム	①体験版産後の暮らし②マニティカ
生後3ヶ月まで対象プログラム	①初めまして赤ちゃんプログラム②産後びく

◆相談：R1年度相談総数 6942件(妊娠期2%、0歳33%、1歳28%、2歳17%、3歳10%、4歳以上10%)

◆スタッフ研修：スーパーバイズ、個人情報保護

◆R1年度利用者アンケート：「困ったことや子育てで気になること等スタッフに話しやすい」と98%が回答

①【気軽に立ち寄れる身近な場で、養育者に寄り添い、様々な相談も掬い上げた】

●何気ない日常会話を重ねることで、信頼関係が築かれ、相談しようと思って話していない養育者の心の揺れや悩み、つぶやきを掬い上げる場になった。日々、傾聴を心がけ、相談者に寄り添い、必要に応じて資料や関連書籍の紹介、当事者同士の支え合いや専門相談に繋がった。

【養育者が、拠点利用を終えて地域の中で暮らしていく時も、その時々の問題を切り抜けていける、自己解決力に気付けるように相談の場や工夫(みんなでの対話形式)を行なった】

●就労する養育者が増え、短くなった拠点利用期間中に自己解決力を感じられるよう、日常的にテーマ別のなかまトークを設けた。同じ立場の養育者同士で日々の悩みを気軽に相談し合ったり、共感することで支え合いが生まれた。

●ひろばの日常でも、小さなつぶやきから周りの人を巻き込み、みんなでの対話形式に繋がった。胸の内で気になっていることを先輩養育者等に話すことで、当事者視点による共感性に基づいた支え合いが生まれた。

小さな発信から、解決に繋がった体験を積み重ねることで、自分自身で乗り越えていく力の覚悟に結びついた。

●専門相談では、子どもの発育・発達等子育ての悩みに応えるものに加え、親自身の気持ちを吐き出せる相談の場も設けた。中でも、食生活・言葉とコミュニケーション・心の整理術等のテーマは、対話形式にすることで、講師に相談するだけでなく、当事者の話を聞き合うことで、自分自身の気持ちを出し合い、考えや価値観に気づき、広げる機会になった。

●商業地の情報提供、外遊びの場、共催事業等、アウトリーチすることで、拠点に来ない層や来なくなった層、学齢期の相談にも応じることができた。

【相談の内容を振り返り、傾向を把握することで、対応の検討・共有が深まった】

●日々の振り返りを行い、スタッフ間で相談内容を共有することで、同じ理解を基にした、ひろば対応に繋がった。

●専門相談の振り返りでは、スタッフが子どもの発育発達や相談対応等に関する様々な知識を得られ、学びの機会になった。各講師とは、年度末に振り返りを行なった。区と、相談傾向を共有し、拠点の役割を議論した。

●区と日常的な連携を行い、定例会議の場でも、相談報告・傾向把握を行うことで、継続的なフォローができた。

●スーパーバイズ、外部研修を重ねると共に、利用者支援、子育てサポートシステム事業とも連携し、スタッフの相談対応力の向上に努めた。

②【新たなネットワークと繋がりが、相談の場が広がった】

●多様な相談に応じるため、地域療育センター・かながわ女のスペースみずら・児童家庭支援センター等と連携し、相談の場を設けた。拠点だけでは知りえない情報を得ることができ、幅広い対応をすることができた。

●マニティプログラムを定期的で開催し、妊娠期の漠然とした不安や、一人ひとりの産後の過ごし方について、事業を通して把握し、母子保健コーディネーターとも連携した。

様式1-2 地域子育て支援拠点事業評価シート

評価の理由(区)

- ①・乳幼児健診・家庭訪問・電話窓口相談等で、拠点の相談事業を、対象に合わせて紹介した。
 ・以前より母子健康手帳交付時に拠点の周知は行なっていたが、H31年4月より母子保健コーディネーターが配置され、よりきめ細やかに高齢初産・多胎児等の対象者に対して、相談に繋ぐことができた。更に、横浜型市版子育て世代包括支援センターとして連携を図ることができた。
 ・区の栄養士や、区で雇用している臨床心理士を紹介する等、調整して、専門相談への支援を行なった。
 ・また、保育・教育コンシェルジュ(H21年配置)との協働事業では、就労世帯にニーズの高い相談にも対応した。
- ②・区は、専門職の支援だけでなく、拠点で行う当事者同士のピアカウンセリングの良さを理解し、その良さについて区内で共有した。また、専門職以外にも話ができる環境が必要な人に対して、区から拠点を案内し、繋ぐ役割を果たした。
 ・継続支援が必要と思われる相談に関しては、拠点と情報共有し、必要時に連携を行なった。
 ・サテライトを含めた相談内容を共有し、区との連携を図った。
 ・サテライトについて、地域の子育て世帯、地域関係者等に周知し利用に繋がった。

拠点事業としての成果と課題

【成果】

- 日々寄り添える敷居の低い身近な場だからこそ、何気ない日常会話から、子育ての悩みや養育者自身の不安等を伺い上げることができた。対面で話すことで、言語化されない気づきに繋がり、安心して気持ちを表出できる常設の場が何より求められていることが分かった。
- ひろばでは、対話形式のトーク(なかまトークやみんなでトーク)が日常的に行われた。当事者視点の共感性に基づいた相談や支え合いにより、養育者自身の自己解決力が育まれる機会になった。
- 複数テーマの専門相談や新たなネットワークと繋がった、定例の相談タイムを開催することで、多様な相談に対応することができた。
- 区内に様々な場が広がり、繋がることで、子育て家庭を地域で見守る相談体制が育まれた。

【課題】

- 就労する養育者が年々増え、拠点を利用する期間が短くなっている中、当事者同士が相談し合える場や機会の工夫を引き続き設けていく。
- 多様な相談に対応するために、横浜型市版子育て世代包括支援センター等と連携し、相談体制を面的に整えていく。
- 拠点内の連携をより深め、スタッフ研修を積み重ねていく。

振り返りの視点

- ア 養育者が相談しやすい仕組みづくりや工夫をしているか。
- イ どのような相談に対しても傾聴し、相手に寄り添う相談対応を行っているか。
- ウ 相談内容の傾向を把握し、振り返りを行い、望ましい対応の検討や共有に努めているか。
- エ 区こども家庭支援課との連携のもと、各種専門機関の役割を把握し、養育者への効果的な支援を行うための連携、連絡体制を作っているか。
- オ 専門的対応が必要と考えられる相談について、区こども家庭支援課と相談しながら適切に対応しているか。
- カ 関係機関とつながった後にも、役割分担に応じて、継続的な関わりを持っているか。

3 情報収集・提供事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①区内の子育てや子育て支援に関する情報が集約され、養育者や担い手に向けて提供されている。	・拠点のPRを、更に効果的、効率的に行えるような情報発信とネットワークづくりを進めていく。 ・「地域別子育て情報カレンダー」の更新を続けると共に、新しい情報を組み入れる工夫をしていく。	A	A
②子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることが、区民に認知されている。	・SNSの普及に伴い、利用者が必要な情報をスムーズに入手できるよう、ホームページの整備を進める。 ・拠点内の情報がより手にとりやすいように、分かりやすい掲示の工夫、個々のニーズに沿った情報提供を続けていく。	A	A
③拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わっている。	・拠点に来ない層への情報周知・発信を引き続き検討していく。	A	A

評価の理由(法人)

(主なデータ)

◆通信作成：隔月5500部印刷、155か所に送付(R1年度)

◆地域別子育て情報カレンダー作成：420セット

施設	配布数	詳細
かめっ子	44	
親と子のつどいの広場	3	
公共施設	19	地区センター・地域ケアプラザ・図書館 等
区役所	5	こんには赤ちゃん訪問員・主任児童委員・福祉保健センター 等
区内団体	5	ほのぼの・区社協・こらぼネットかながわ・こぐま園・母子募婦会
民間	7	メガロス・ジェクサー・ひだまり・イオンスタイル・専門学校 等
幼稚園・保育園	111	認可・小規模・横浜保育室・認可外

◆利用者アンケート結果(R1年度)：

・「子育ての知識・情報が増えた」と87%と回答

・「かなーちえの利用目的」で「情報が欲しい」が第4位

◆利用者の情報取得の方法内訳：

	情報の得方 内訳(%)					得た情報で地域に出た(%)
	チラシ	スマホ	口コミ	PC	区報	
H29	35	31	13	10	9	93
H30	34	34	14	10	7	89
R1	36	29	17	7	10	66

①【ネットワークを活かした情報の収集と発信の基地】

●ネットワークを基盤として、地域ケアプラザエリア別に、区内全域の幅広い情報を整備した「地域別子育て情報カレンダー」を毎年更新した。区内の情報が1冊に取りまとめられることで、各施設事業・民間サロン・地域活動等の相互認知、共催等の事業への繋がりがになった。

●収集された情報は、地域やテーマ別に整理・掲示を行うと共に、利用者個々のニーズに丁寧寄り添い、手渡しをした。掲示に際しては、探しやすさ、手にとりやすさを考慮すると共に、色彩環境にも配慮する等の工夫をした。

●区との協働により、こんには赤ちゃん訪問員の定例会への参加や、母子保健コーディネーター・保育・教育コンシェルジュとの連携等、様々な区の事業と関わり、更に広い情報内容の収集、妊娠期からの情報発信や発信者の広がり等へと繋がった。

●来所にくい人や担い手に向け、スマートフォン版ホームページの整備、区内各所への通信や情報カレンダーの送付、区報での発信等に併せ、商業地・公園・共催事業等の出前プログラム等を多様に設定して、情報収集・提供を行なった。

●子育て世代に利用が多い、SNSや地域SNSアプリ(PIAZZA)への参加等、より幅広い層へ情報を発信する取り組みを行なった。

②【区内の様々な場で、必要とする人に必要な情報が届く環境づくり】

●地域の様々な支え手(かめっ子・子育て支援者・こんには赤ちゃん訪問員・民生委員・児童委員・主任児童委員等)が、「情報提供」の意義を理解しているため、拠点に来所した際に新たな情報を得て、それぞれの活動の場でより身近な発信者となった。併せて、拠点には、行政だけでなく、民間等、幅広い子育て情報が集まる場となった。

●「地域別子育て情報カレンダー」の情報内容は多岐に渡り、地域の子育て支援だけでなく、地域カフェ・学齢期以降の居場所・食事支援等、少し先に繋がる情報が新たに加わり、学齢期以降まで見通しがつくようになった。

●利用者支援事業と連携して、かめっ子・区内各施設・機関・保育所・子育て支援者等に常時配架(210か所)の「子育て期の情報お役立ちファイル」の更新をすることで、利用者が身近な場で、新しい詳細な情報を得られる環境づくりを継続した。

③【利用者や担い手が情報収集や発信に積極的に関わった】

- ひろばでの丁寧な繋ぎ、なかまトーク、地域グループの支援者等から、情報提供や発信が日常的に行われた。(地区わjob情報ボード、当事者企画の活動紹介コーナー、地域活動グループのチラシ掲示・配布、口コミ情報ボード等)
- 個人や複数の子育て当事者グループ、はぐはぐ神奈川、ゆう⇄ゆうパトン等と連携した事業により、様々な分野毎の情報発信に繋がった。
- 利用者のネットワークを基に、市の子育て応援事業ハマハグへ申請し、協賛店舗を広げることになった。
- なかまトーク・国際交流の参加者が協力して、多言語版の利用案内を作成し、当事者を拠点利用に繋げた。

評価の理由(区)

- ① 拠点に対して、区の事業内容や計画、配布するチラシ等、随時情報共有を行い、対象者への周知を依頼した。また、定例会や会議を1回/月開催することで、タイムリーなやりとりを行なった。
 - ・区民に対して、こども家庭支援課のあらゆる事業において、拠点を利用しやすいように拠点の通信を配布し、積極的に紹介した。特に母子健康手帳交付、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問事業では、拠点の通信を全員に配布することで、拠点に向いていない層にまで紹介できるようにした。母子保健コーディネーターが拠点に出向き、拠点の事業を理解することで、母子手帳交付時に対象者に合った拠点事業の紹介ができた。妊娠期から拠点に繋げることができた。
- ② 広報や各事業での周知を行なった。
 - ・子育て支援者事業と連携し、地域の身近な場で情報を発信したことで、拠点に集まったタイムリーな情報を届けることができた。
 - ・子育て応援マップを作成し、母子健康手帳交付時、拠点、かめっ子会場等で配布した。
 - ・区のホームページを修正し、拠点の検索がしやすくなるように工夫した。
- ③ 拠点と区の定例会やスタッフ会議で、実施状況の確認及び助言を行なった。
 - ・赤ちゃん学級やかめっ子等で、保護者同士の交流を促し、拠点の情報を互いに交換できるような環境の設定を行なった。
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うかめっ子の休止について、支え手からの連絡を区と拠点が共有し、ホームページを日々両者で更新した。

拠点事業としての成果と課題

【成果】

- 様々なネットワークによる関係性を基盤に、区内全域の情報収集・提供の発信基地として機能した。
- 様々な地域活動者が、自主的に拠点へ来所して情報を持ち帰り、養育者の身近な場で情報発信者となり、必要な人に必要な情報が手渡して伝わる状況が定着した。
- 「地域別子育て情報カレンダー」の情報内容を拡充し、更新できた。配布施設も広がり、更に情報を介した区内のネットワークを深めた。
- 利用者が地域活動等に関わり、テーマ毎に情報発信すると共に、広がったネットワークの中で発信者となり、拠点に情報を収集し、繋げる姿が見られた。
- 区と協働して拠点を周知することで、様々な層に届くPRが更に広がり、拠点への利用に結びついた(特に妊娠期、子育てサポートシステム会員、地域ボランティア、学生ボランティア等)。
- 日々進化するSNSに対応する情報発信等を学習する機会を重ねることができた。

【課題】

- SNS等による発信の工夫が求められる中、スタッフの意識と知識・スキルの向上を進める。
- 拠点利用期間が短くなっていく今、子育て期の早期から素早く情報を得られる仕組みを考える。また、養育者自身の持つ力がその期間に発揮されるよう、機会や場の提供・効果的なネットワークづくりを進める。
- インターネット上でピンポイントで情報を得ることができる現在でも、相変わらず口コミの力は根強い。子どもが育つ地域の中で人の関わりからも、温かな活きた情報が届くよう、養育者の近くに存在する発信基地の環境づくりを継続する。
- 「地域別子育て情報カレンダー」の多様な情報が、より見やすく得やすいよう、利用者目線での記載・レイアウトの工夫の検討を重ねていく。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインによる事業を開催。子育て支援の場に出向かない親子や、就労家庭、妊娠期の人への新たなアプローチに繋がる。今後も、オンラインでの事業開催を継続し、幅広い発信を工夫していく。

振り返りの視点

- ア 養育者や担い手が必要としている情報が何かをとらえ、区内の幅広い地域の子育てや子育て支援情報を収集・提供しているか。
- イ 来所が困難な養育者や担い手も含め、情報を入手しやすいよう、さまざまな媒体や拠点以外の場を通して情報発信しているか。
- ウ 利用者が情報を入手しやすく、自ら選べるひろば内の工夫をしているか。
- エ さまざまな子育て支援の場に出向いて収集した具体的な情報や、関係機関及びネットワークを通じて得た情報を養育者や担い手に提供しているか。
- オ 拠点の情報収集・提供機能を幅広く区民に周知しているか。
- カ 養育者や担い手から拠点に情報が届けられる仕組みや工夫があるか。
- キ 情報収集・提供の企画に養育者や担い手が関わる仕組みや工夫があるか。

4 ネットワーク事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①地域の子育て支援活動を活性化するためのネットワークを構築・推進している。	・関係者・関係機関との繋がり、子育て支援の現場から得られた情報や気づきを活かし、共通するテーマや地域課題の解決に向けての活動や、支え手間のチーム力の深まりに結び付けられるように取り組む。	A	A
②ネットワークを活かして、拠点利用者を地域へつないでいる。	・ネットワークを円滑に活性化するためにスタッフがコーディネーター、ファシリテーターとしての学びを深め、スタッフ間で共有していく。	A	A
評価の理由(法人)			
<p>(主なデータ)</p> <p>◆拠点が出席した定例ネットワーク会議(R1年度)</p> <p>・区外: 拠点連絡会、施設長連絡会、よこはま地域子育て支援拠点ネットワーク会議、情報担当者会議、広報審議会、子育て家庭応援事業ハマハグ、かながわ国際交流財団、市民協働推進センター</p> <p>・区: 子育て支援委員会、すくすくかめっ子事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業意見交換会、児童虐待DV防止連絡会、外遊び活動支援事業、外遊び応援隊定例会、外そとあそび市実行委員会、自立支援協議会こども連絡会、横浜市市版子育て世代包括支援センター、支え愛プラン策定委員会、施設間連携会議、生涯学級企画会、羽沢横浜国大駅開設によるバリアフリー化会議、保育所子育て支援連絡会、主任児童委員連絡会、療育センター運営協議会</p> <p>・施設: 地域ケアプラザ(子育てひろば運営委員会、三来会議、運営協議会、サロン交流会、子育て支援ネットワーク)、地区センター</p> <p>・学校、地域: 小学校2、中学校3、サポート校1、大学院1、地域グループ8</p>			
<p>①【地域の地縁組織・インフォーマルなネットワークを核に、様々な繋がり、広がりが育まれた】</p> <p>●子育て支援に温かいまなざしを持つ、すくすくかめっ子事業(21年目)のネットワークが区内全域に広がっていることで、信頼関係と顔の見える関係が土台となり、様々なことが面で広がり、子育て支援の輪が繋がった。地域を支える様々な人たちによる、インフォーマルなネットワーク関係を大切に育み、一つひとつの物語を積み重ねた。</p> <p>【中間支援を担う地域ケアプラザ・区社協と共に、各エリア毎の特性を活かしたネットワークづくりに取り組んだ】</p> <p>●今まで関係性を培っている、地域ケアプラザや地区センター等の各施設、保育所、団体・個人のネットワークを基盤に、地域の特性を尊重しながら、地域ケアプラザのエリア毎のネットワークに関わり、取り組みを進めた。拠点が間接援助の視点を持ち、共催事業の振り返り等を共有することで、各地域ケアプラザが主体となり、幅広いメンバーに声をかけ、子育て支援に関わる会議や研修を共に開催した。また、区社協のネットワーク事業と掛け合わせることで、中間支援を担う各所のコーディネーターの関係性、連携が深まり、更に区事業へ運動する等、ネットワークの効果が表れた。</p> <p>【年間を通した、各分野に共通するテーマでの、ネットワーク交流会や学び合い事業の定着】</p> <p>●各施設の職員、団体の担い手等に向けて、コーディネーター、ファシリテーターとしての学びを深める、参加体験型の事業を開催。通年の企画を年初に周知し、強い参加動機を持った幅広い参加者間のネットワークを育むことに繋がった。</p> <p>●親子あそびや外遊び、障がい理解、防災・防犯等、分野を超えて共通する、現場で活かせる内容を選び、交流や学びの機会を年間複数回開催した。各現場の様子やニーズを把握すると共に、主に地域における寄り添い型の子育て支援の意義や、見守りについて、理解と学びを深めた。</p> <p>【市域でのネットワーク活動に参画することで、幅広い分野から、情報や学びを得ると共に、子育て支援の現場から観えてくる声やニーズを発信した】</p> <p>●市民協働推進センターが設立したことで、新たな分野の企業や、NPO、団体と繋がる機会を得た。</p> <p>●自主的に立ち上がった18区の拠点ネットワークでは、市・各区と連携し、有識者研究所の力を借りて、拠点の効果を数値的に立証するアンケートを行い、結果を分析・検証・発信した。地域の様々な場の効果も、同様の結果が反映させるであろうことをネットワーク会毎に伝え、活動の意義・継続のモチベーションへと繋げた。</p>			
<p>②【拠点事業が多様にあることで、地域課題を目的とするネットワーキンググループが生まれ、課題実現に向けて効果がある方法を探り、事業を実施した。併せて、区内各種会議で、その課題を共有する機会を設けた】</p> <p>●療育おやこネットワーク: 障がい理解を目的とした啓発体験型プログラムを作り、共生社会に向けて、多様な個性・価値観を体感する体験型授業や、教員向けのワークを、IT専門学校や小学校(3校)にて行なった。後に、グループとして助成金を申請し、1つの団体として独立した。</p> <p>●国際関係ネットワーク: 国際関係の生涯学級の運営に携わり、担い手を広く募ることに繋がった。更に、助成金を申請し、日曜日の情報・相談サロン開設に協力することで、当事者のニーズに沿った取り組みに発展した。</p> <p>●ブックスタートネットワーク: 区内の読み聞かせグループがネットワークをつくり、図書館と共に、子育て初期からの読み聞かせの良さを広める活動を進めた。区内の地域大型イベント等への出店や、拠点と共催事業を行うことで、活動を周知する機会を持った。</p>			

【利用者が安心して学齢期へ繋がるよう、学齢期の居場所づくりを進めているネットワーク、グループと連携した】

●区社協と主任児童委員が、区内で進めている学齢期の居場所づくりネットワーク(食事支援・学習支援等)や、不登校児の養育者支援グループ、プレイパークのネットワークと繋がることで、乳幼児期の養育者世代にその活動等の情報提供を行った。地域の中に、切れ目ない様々な場があることを伝えることが、予防的働きかけとなった。

【地域へ繋がるように当事者の活動をサポートした】

●リラックスしたひろばの雰囲気の中で、利用者の自由な声を受け止め、地域に繋がるような活動に発展するよう働きかけた。また、自らネットワークを広げ、拠点を繋げる地域グループ等と連携し、様々な事業を開催した。
●個人が、ネットワークに繋がることで、自らエンパワメントし、その後地域の担い手となり、子育て支援に関わる動きや多方面に渡り活動する姿が多数あった。

評価の理由(区)

- ①
- ・拠点と共に、地域福祉保健計画策定委員会に出席し、子育て世代への理解や支援を、子育て支援団体と話し合った。
 - ・区報にて、子育て特集を組み、拠点と区が協働して子育て支援を行なっていることを周知した。
 - ・区制90周年記念委員会のメンバーに、拠点を推薦したことで、地域の多様な団体への周知となった。
 - ・横浜型市版子育て世代包括支援センターとして機能するために、母子保健コーディネーターが拠点事業の見学を行い、連携できるようにした。また、事前の打ち合わせを(2回/年)を行なった上で、意見交換会(1回/年)を実施した。今後も継続していく予定。
 - ・子育て支援委員会を開催し、子育て支援の報告・検討を行なった。(R1年度は紙面にて共有)
 - ・自立支援協議会こども連絡会への参加を依頼し、障がい者支援団体とのネットワークの連携を図った。
- ②
- ・特に、拠点利用者が少ない地域では、地区活動を通じて、出張ひろばを周知した。
 - ・拠点が、関係機関や地域活動とのネットワークを組み、活動していることを踏まえ、区の事業についても、共に検討した。
 - ・地域活動をしている人たちの意見を聞きながら、事業を計画した。

拠点事業としての成果と課題

【成果】

●拠点の積み重なったネットワークを基盤に、更に区・市域の既存、新たなネットワークの参画を通して、繋がりを深め、事業等を効果的に進めることができた。企画・運営・振り返り・次の展開検討の共有が、ネットワーク毎に深まった。
●区と共に、様々な子育て支援の場が、その持ち味を発揮できるよう、日常的に支え手と連携し、モチベーションを保つよう努め、場の継続へ繋がった。
●拠点と繋がる様々な機関や団体、個人と連携することで、地域の課題解決に繋がった。地域活動からスタートし、今も地域で活動するスタッフが地域ケアプラザ毎に多数いることで、信頼と顔が見える関係が潤滑油となり、大きな強みとなった。
●「福祉分野におけるプロジェクトマネジメント」「ファシリテーションを学ぶワークショップ」等、分野に共通する交流会や研修会を積み重ねたことで、地域のコーディネーターや個人が学びや気づきを分かち合い、現場へ返す循環が育まれた。ニーズやトレンドにアンテナを立て、魅力ある企画を発信し続けた。

【課題】

●信頼関係に基づく繋がりが、ネットワークの原点であることを根幹に置き、重層するネットワークの効果を、区や各所と共有しながら、地域づくりに結び付けていく。
●常設の場とコーディネータースタッフの常駐という利点を生かし、各ネットワークの継続へ向けて、適正な役割を果たしながら、丁寧に働きかけ続ける。拠点においては、ニーズやトレンドにアンテナを立て、強い参加動機を吸引する実りある企画を生み出していく。
●市民協働推進センター、18区拠点ネットワーク等と繋がり、分野を超えた市・区・企業・団体・NPO等からの情報や視座を得て、協働で地域づくりに取り組む。

振り返りの視点

- ア 子育て家庭や地域の子育て支援関係者のニーズを踏まえ、連携促進に取り組んでいるか。
- イ 地域の子育て支援関係者が、互いに知り合い、理解し、子育て家庭の状況及び子育て支援の情報や課題を共有するための場、機会をつくりだしているか。
- ウ 地域の子育て支援関係者が協力し、支え合えるように、関係者同士をつないでいるか。
- エ 養育者を身近な地域の子育て支援の場につなげているか。
- オ 子育て支援活動に関心のある方を丁寧に受け止め、必要に応じて身近な地域の活動へつないでいるか。

5 人材育成・活動支援事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①地域の子育て支援活動を活性化するため、担い手を支えることができている。	・区・拠点それぞれに持っている情報を基に、地域で支え合う大切さについて学ぶ機会を検討していく。 ・中学校のふれあい体験授業をまとめ、更に地域と連携し他校に広める。 ・区の地域福祉保健計画の中で、地域から挙げられている「担い手不足」の課題を受け止め、多機能を連携させ、人材発掘に繋げていく。 ・拠点と区で協力して、すくすくかめっ子事業の継続に向けて、親子のたまり場や新規立ち上げの支援を引き続き行う。	A	A
②養育者に対して地域活動の大切さを伝えるとともに、地域の子育て支援活動に関心のある人が、活動に参加するきっかけを作っている。		A	A
③広く市民に対して、子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気づくりに取り組んでいる。		A	A
④これから子育て当事者となる市民に対して、子育てについて考え、学び合えるように働きかけている。		A	A
☆すくすくかめっ子事業・親子のたまり場と緊密な連携をとり活動を支援する。		A	A
評価の理由(法人)			
(主なデータ) ◆立ち上げ支援：かめっ子新規立ち上げ1か所、継続支援1か所。自主的に立ち上がった民間の居場所を拠点や施設の事業に繋げた。 ◆グループ支援：生涯学級運営委員、子育てグループ、子育て当事者が担う地域グループ ◆ボランティア：学生ボランティア46人・授業実習64人・地域ボランティア206人(R1年度/延人数) ◆地域の主な支援者：かめっ子支え手、子育て支援者、施設職員、地域作業所、保育園・幼稚園、地域ボランティア・学生ボランティア ◆利用者アンケート：「地域の中で自分ができる活動を始めた」 そう思うと 18.3%が回答、どちらかといえばそう思うと30.2%が回答			
①【中間支援組織の役割と機能を生かして、多様な人材を地域に繋げ、地域活動の活性化を図った】 ●常設の場があることで、地域グループや生涯学級の困りごとを早めにキャッチし、相談や話し合いの場づくり等、課題解決に向けたコーディネートを行なった。 ●親と子のつどいの広場やテーマ毎の活動グループ(かめっ子・子育てグループ・情報発信グループ・生涯学級運営委員等)と、交流会や学習会・研修会を行い、活動意欲の向上やスキルアップに努めた。 ●分野を超えて、共通して求められる視点やスキルを様々な人たちと学び合う学習会の開催が定着した。また、参加型のワークショップの進め方や実践に即したテーマを、学びを通して各分野で共有することができた。 ●区内の中間支援組織の施設スタッフや民間団体スタッフ、地域の人が繋がりを、事業の共催を通して、スキルアップや信頼関係を積み重ねる機会をつくった。 ●各地域のネットワーク会議に参加し、ネットワークの熟成度に合わせ、地域と共に振り返りをしながら、すぐに取りかかれるような具体的な提案を行なった。また、子育てグループや地域活動を行なっている当事者を、地域の会議へ繋げた。 ●コロナ禍で、地域活動が中止や延期に追い込まれる中、この時期だからできることを、地域・グループ毎に声を聴き、自主性を尊重しながら、活動が継続できるよう努めた。			
②【養育者に地域活動の大切さを伝え、関心を高めるため、日常的に多様な機会を設けた】 ●ひろばでの会話の中から、地域活動等に関心がある人や、地域活動をしている個人・グループを、丁寧に掘り上げ、そのニーズに合わせて、拠点事業や様々な地域活動に繋げ、活動の輪を広げた。 ●共働き世帯の急増により、地域で親子が過ごす時間が減少し、拠点の利用期間も短くなった。利用者のニーズに合わせて、復職後でも参加しやすいテーマ等(ワーキング親トーク・パパトーク・育休パパの発信タイム等)、仕事と地域を結ぶ工夫を重ね、存続に向けた支援を行なった。 ●父親の利用が定着し、日々の丁寧な声かけをすることで、自主的な活動に繋がった。(パパトーク・パパライブ)			
③【子育て家庭を温かく見守る人を増やすため、様々な人・グループ・施設と連携し、事業を行なった】 ●地域ボランティアが定着することで、利用者との交流が深まった。学生からシニア世代まで、多様な人が拠点にいて、多世代のふれあいに繋がった。子どもと学生、養育者と地域ボランティア等多様な接点が増えた。 ●ネットワーク交流会等の学びの場に、ボランティアも参加することで、各々に合った地域活動へ広がるきっかけづくりとなった。 ●他機関やグループと、年間を通して、事業の企画から振り返りまでを行うことで、子育ての現状や、これから必要なことを学び合う関係が育まれた。(地域振興課・地域ケアプラザ・地区センター・区社協との共催事業) ●毎年、区民向けの大型講演会を大ホールで開催し、子育て支援の大切さや子どもの育ちについて、養育者と支援者が共に学ぶ機会をつくった。更に地域に浸透するように、学びを分かりやすく配布資料にまとめ、手配りで広げた。 ●大学の授業に協力して、学生をかめっ子やプレイパーク等、地域の親子の居場所に出向く機会をつくった。			

様式1-5 地域子育て支援拠点事業評価シート

④【地域と連携し行なっている「中学生と親子のふれあい体験授業」が広がった】

●地域から生まれた「中学生と親子のふれあい体験授業」が3校に増え、学校や地域の協力者と事業の主旨や意義を共有し、チームで作り上げることで協働のプログラムとして育った。また、地域の協力者誰もが活用しやすいツールを作成し、授業を継続できるように工夫した。参加者が語り手になり、様々な子育ての形を中学生や地域の人等へ伝える機会になった。

●開始から10年以上経ち、様々な成り立ちで始めた「中学校と親子のふれあい体験授業」に関わる地域の協力者が増え、話し合いを重ねることで、内容も精査され、充実したプログラムになった。それぞれの成り立ちや、様々な参加者の感想、授業の様子等をまとめ、学校や地域に広めていくことを検討した。

☆【区と協働で、外遊び活動支援事業・すくすくかめっ子事業を行い、活動の意義を地域へ伝えた】

<すくすくかめっ子事業21年目> ●子育て・子育てを地域ぐるみで支え、見守ることの意義を学び合う、すくすくかめっ子事業の交流会・研修会を開催し、支え手のモチベーション・スキルアップの機会を設けた。また、新たに、「かめっ子訪問員」がかめっ子の現場に訪問し、丁寧に状況や課題を聴き取った。

<外遊び活動支援事業9年目> ●外遊びネットワーク交流会から新たな企画が生まれ、当事者が実行委員となって外遊びのアイデアを持ち寄った遊び会「外そとあそび市」が実現した。

●「子どもの育ちには、外遊びが大切」ということを、子育て世代や外遊びの支え手に啓発したり、支え手が活動を続けるためのスキルやモチベーションに繋がるような講演会、ネットワーク交流会を区と共に企画・実施した。

評価の理由(区)

①②・子育てグループ交流会・子育て講演会や虐待予防講演会等、周知・運営を拠点と協働して行なった。

・こんにちは赤ちゃん訪問員連絡会へ、拠点スタッフが講師として出向く機会づくりや、意見交換会を継続して行なった。アンケート結果から、かめっ子の紹介先の1位は、こんにちは赤ちゃん訪問員による紹介であり、両者のモチベーションを保ちながら、担ってもらえるよう工夫した。

③養育支援連携会議を開催し、地域の子育て支援会場や地域独自の取り組みを確認した。

④・小学校5年生を対象に、助産師が「赤ちゃんふれあい体験」を実施した。(計14回/3年)また、拠点で行なっている中学生の「ふれあい体験授業」についても把握し、周知をした。

・土曜両親教室では、子育て中の親子に妊娠出産、子育ての話をしてもらい、産後のイメージが持てるように支援をした。

☆<すくすくかめっ子事業>・かめっ子交流会や研修会を開催し、新たな地域の子育て情報を収集し、拠点と共有した。また、立ち上げの助言、協力、助成を行なった。

・状況確認のため、電話や地区担当保健師による訪問(計97件/3年)で定期的に支援を行なった。また、共通する課題を整理し、拠点と共有し、かめっ子支援の在り方を検討した。

・R2年度のかめっ子20周年のイベントは、国の緊急事態宣言を受けて、開催をR3年度に先送りした。R2年度は、拠点と区と協働で、20周年の歩みを振り返り、広く区民に活動を発信する動画を作成することとした。

・区アンケート結果を基に、リーフレットを作成し、配布を行なった。

☆<外遊び活動支援事業>・子どもの育ちにとって外遊びの大切さを広く浸透するため、拠点と区で内容を吟味して、各種事業を開催すると共に、外遊びマップを作成し、はじめの一歩へ繋がるよう広報PRに努めた。

・外遊びネットワークタイムを開催し、担い手が自身の活動のみに留まらないネットワークづくりへ発展できるように支援した。また、ネットワークタイムで出た仮想フェスタをH30年度から「外そとあそび市」として開催した。

拠点事業としての成果と課題

【成果】●常設の場を活かして、ネットワーク機能と連動し、各活動グループの課題に寄り添い、スタッフと共に活動を振り返り、情報を共有することで、双方が育ち合う循環型の子育て支援・地域支援が育まれた。

●子育ての現状やニーズを把握、検討した上で、地域における様々な居場所があること、多世代・多様性とのふれあい、子どもの育ちの尊重等、大切なテーマを投げ掛け、各ネットワークと共に学び合い、語り合う研修会、参加型ワークショップを開催した。現場から気づきが生まれ、共に学び合い、また現場へ還す、循環が育まれた。

●生涯学習・男女共同参画の視点で、多機能型拠点の日常のひろばに、様々な学びや気づきに繋がる時間を散りばめた。多様な立場から、来所者の中にたくさんあるチャンネルに引っかかる「何か」がある場として拠点が活用された。

●地域ボランティアが拠点に定着し、利用者との交流が深まると共に地域ボランティアにとっても居場所となった。

●育児の体験を、活かしたい、伝えたい、という気持ちを拠点で受け止め、発揮できる場や企画を共に考えたことで、更に活動を広げることに繋がった。

●年間を通して、学生から他職員まで実習を受け入れ、子育て世代の今・拠点機能・協働等を学ぶ場になった。大学生・院生の研究の協力を通して、事業や場の意義が数値で明確になり、地域へ結果を還元した。いろいろな切り口から、地域が元気になり、「私の動機」で活動に関わる人の輪が広がった。

●妊娠期から拠点や地域と関われる各種事業を開催。母子保健コーディネーター・地域と連携し、妊娠期からの見守りの機運を育んだ。

【課題】●妊娠期の父親を含め、ニーズに沿った企画を引き続き行い、地域での短い時間を濃密にする。

●シニア世代を子育て・地域支援へ繋げるため、地域をより身近に感じられるような企画を区民活動支援センター・地域振興課に働きかけ、きっかけづくりの講座開催を提案する。

●かめっ子の支え手の高齢化に伴い、今後支え手が交代する地区が増えることを視野に入れ、支え手のモチベーションを保ちながら、支援していく。

●区と共に、外遊び活動支援事業の在り方を、今までの活動を活かしつつ、今後も持続するための仕組みを検討する。

●利用者が地域活動の経験を活かした仕事に就く事例が増えた。地域で子育てをしながら働ける場に繋げていきたい。

●横浜型市販子育て世代包括支援センターと連携し、妊娠期の人たちへの支援を広げていく。

●コロナ禍にあり、対面・繋がり場の継続への支援、オンラインを利用した各種講座開催等を構築する。

様式1-5 地域子育て支援拠点事業評価シート

振り返りの視点

- ア 子育て家庭や担い手のニーズを踏まえ、活動意欲の向上やスキルアップにつながる取組がなされているか。
- イ 地域の子育て支援活動がより充実されるよう、必要に応じて新たな活動希望者を結び付けているか。
- ウ 新たな担い手を発掘・養成する取組がなされているか。
- エ 活動希望を丁寧に受け止め、拠点内の活動や身近な子育て支援活動等に結び付けているか。
- オ 養育者が地域を身近に感じ、地域の活動に関心を持てるように働きかけているか。
- キ 子育ての現状や子育て支援の必要性を周知・啓発しているか。
- ク 子育て家庭(妊娠期の方を含む)を温かく見る気持ちを持つことができるように働きかけているか。
- ケ これから子育て当事者となる市民と子育て中の親子がふれあい、学び合う機会や場を作っているか。
- コ すくすくかめっ子事業の継続と運営のための支援体制が整っている。
- サ 野外で親子がともに育ちあう場と機会、さらにいろいろな世代とふれあえる機会が提供されているか。

6 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業

目指す拠点の姿	(参考)1期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①子育てサポートシステムに、多くの区民の参画が得られている。	・利用会員は増加し依頼が増加傾向にある中、コーディネート質を保持していく方法を検討していく。 ・利用会員数に比べて、提供会員が少ないため、引き続き提供会員を増やすよう努める。	B	B
②養育者にとって、必要な時に利用しやすい事業となっている。	・困難な預かり(早朝・深夜の依頼・長時間の依頼)や、配慮が必要な依頼についてのサポートが増えていく中、提供会員の理解者を増やし、預かりを円滑にできるようにしていく。また、事業が始まった10数年前から社会情勢が変化しているため、この事業自体について市全体で在り方を検討していく。 ・事業を通して把握したニーズや地域課題を、拠点の他の機能や区等にも繋げ、共有し、地域全体で支援ができる体制づくりを引き続き検討していく。	A	A
③会員が地域の支え合いの良さ、大切さを理解しながら、利用や活動を継続できるように、支えることが出来ている。	・拠点の利用者支援事業と緊密に連携を図り、子育て家庭を地域の中でサポートする体制づくりについて、拠点と区で協力して検討していく。	A	B
④養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談や他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげている。		A	A

評価の理由(法人)

(主なデータ)

◆会員数

	会員合計(人)	利用会員	提供会員	両方会員
H29	1104	846	163	95
H30	1163	900	170	93
R1	1165	933	157	75

◆活動件数

	入会説明会開催回数(開催回数/参加人数)			活動件数	事前打ち合わせ件数	ひろば預かり件数
	集団	個別	出張			
H29	26 / 377	83 / 99	5 / 30	5,371	263	222
H30	25 / 420	64 / 176	5 / 21	4,979	266	205
R1	22 / 383	45 / 50	5 / 15	5,477	245	290

①【妊娠前から多くの区民が参加しやすい取り組みと、周知の工夫】

- 拠点で行う集団説明会のチラシに、年間日程を入れ、関係機関への配布、地域の子育て支援活動に関わる人への案内等を行なった。
- 様々な生活スタイルの家庭が増加する中でも参加しやすいように、拠点での集団説明会は土曜日+平日(各曜日まんべんなく)で設定し、親と子のつどいの広場、出張ひろば等でも事前にチラシを掲示して出張説明会を開催した。
- 区報(年4回)、ホームページに集団説明会日程を掲載した。
- プレママパパ用チラシを、母子健康手帳交付時や両親学級等で、区による配布を依頼し、妊娠期からの周知に努めた。
- 提供会員募集チラシを、シニア世代用に作成し、区の協力で、自治会回覧板(H30年~)や、校長会を通して区内の小学校保護者へ配布。また、区社協や区民の利用施設にもチラシを設置した。
- 就労家庭が増加し、保育園や習い事への送迎のニーズが全体の50%近くある中、提供会員数の減少は課題であるため、社会情勢の変化に伴い、この事業自体について検討していく必要がある。

②【多様なニーズを丁寧に把握し、提供会員の状況を熟知した上でのコーディネートを行なった】

- 実際の利用に沿った様々な例を挙げ、イメージしやすいように説明会を工夫して開催した。
- 利用者支援事業、子育て支援者と連携し、必要であれば利用に繋がるような詳細な事項を、養育者へ伝える工夫をした。
- 緊急時には、事情に応じて個別や、出張個別での説明会を行なった。(R1年度31件)
- 多様化する依頼内容に、引き受ける提供会員が減少傾向にあるため、入会説明会や事前打合せ等で「有償の支え合い活動であること」「提供会員がボランティアの気持ちで活動していること」の理解を得られるよう、改めて主旨を伝えた。
- 利用促進に繋がるよう、「おためし預かり」の案内を、利用会員や、これから入会する人へ入会説明会時に伝えた。

③【地域の支え合いの大切さを主軸とした会員間の相互理解の働きかけと、活動継続へのきめ細やかな対応】

- サポート依頼時には、きめ細やかな聞き取りを行い、時には情報を整理して優先順位を付け、コーディネートした。
- 事前打合せには、必ずコーディネーターが同席し、安全確認、災害時の対応方法等も確認した。

様式1-6 地域子育て支援拠点事業評価シート

- 提供会員の拠点来所時には、サポートした様子や保護者の対応等についてじっくり聞き取り、労をねぎらう等会員一人ひとりと顔の見える関係を築いた。また、拠点にある地域情報を提供する機会にもなり、更なる活躍の場を増やしたり、サポートする会員への情報提供もお願いすることができた。
- 報告書を丁寧に読み込み、気付いたことは連絡し、双方の信頼関係づくりに努めた。
- 長期のサポートや、配慮が必要なサポートに関しては、節目に連絡を取り、継続に必要な支援を行なった。
- 体験交流型のテーマ(味噌作り、お肉を食べよう、3B体操)や、サポートに必要なテーマ(発達障がい児の子育てを考える、緊急救命講習、個人情報って何だろう)等の会員研修会を開催した。会員は、個々の活動となるため、研修会後には、普段の援助活動で感じる様々な思いをそれぞれの会員の立場から意見交換し、地域ぐるみの支え合いの意義について、お互いの理解を深めた。

④【他機関・地域との連携により、地域のセーフティネットが更に深まった】

- 地域で支援を担う民生委員・児童委員・放課後児童健全育成事業(放課後キッズクラブ・学童等)のメンバー・こんには赤ちゃん訪問員・子育て支援者・保育ボランティア等が提供会員にいたり、また訪問看護ステーション・自立支援協議会等との連携で、地域のセーフティネットが更に深まった。また同じく、コーディネーター自身も、提供会員や地域活動も行うことで、より一層フォローができた。
- 毎月開催している、市・区・拠点の全体会に参加し、活動の報告を行うと共に、気になる親子や依頼について情報提供し、全体で共有した。
- 区の担当保健師と、年2回の振り返りを行うことで、対応を検討し共有した。
- 拠点で、「入会説明会」や「おためし預かり」を毎月行うことにより、拠点を利用しない層が、来所するきっかけとなった。
- 難しい依頼に対応できるよう、コーディネーター自身が様々な研修に積極的に参加した。また、日々の依頼やコーディネートをスタッフ間で検討、共有し、相談対応能力を高めた。

評価の理由(区)

- ①通常のチラシではなく、母子健康手帳交付時にプレママパパ向けの案内チラシを配布すると共に、未就園児に広く利用を勧めた。市社協から本事業が市へ移管され、拠点の事業として周知した。
- ②・個別の対象者には、乳幼児健診や母子訪問等、必要に応じて紹介に取り組んだ。
 - ・利用会員との関わりが多いことから、横浜子育てサポートシステムについて具体的に説明し、案内を行なった。
 - ・本部が市に移管。区支部が、これまで以上に、事務局機能を担うため、区も連携して、サポートしている。
- ③こんには赤ちゃん訪問の定例会でも周知し、提供会員を増やすよう努めた。また、提供会員向けの研修会では、災害予防について、総務課に講師派遣を調整した。地域で子育てを支援するために必要な知識を伝え、意識付けに繋がった。
- ④・児童発達支援や放課後児童デイサービスが増加する中、発達に配慮が必要な児の対応も多く受けられた。月1回の定例会で報告を受ける以外に、4か月に1回、振り返りを行う中で、小学校高学年で、これから地域で育てて行くために必要な障害者自立支援法に基づく計画相談や、ガイドヘルパー、地域活動ホームの並行した利用も助言した。H24年度成立した障害者差別解消法を受けて、発達障がいに対する合理的配慮をすることが義務付けられ、地域で育つ発達に課題がある児童や、その養育者に対して、地域で見守りをしながら、子どもが育っていくために人材を開発し、計画相談と共に並走していく必要性を伝えた。
 - ・女性相談の可能性のある場合は、より安心して提供会員が活動できるよう支援の限界を伝えた。
 - ・今後も様々な対応が求められるため、R1年10月に開所した児童家庭支援センターも巻き込んだ支援等の助言を行なっていく。

拠点事業としての成果と課題

- 【成果】●提供会員の層が地域支援を担う人たちにまで広がったことで地域のセーフティネットが更に深まった。
- 地域に密着したネットワークとコーディネートを基に、顔と顔が見えるよりきめ細かい、地域での親子の見守りに繋がった。
 - 拠点機能と、横浜子育てサポートシステム事務局機能が連動することで、多様なニーズに対応し、利用・提供会員どちらにも安心してサポートできる環境になった。
 - 拠点や地域の子育て支援の場を利用しない層への、入口や来所するきっかけづくりにもなり、横浜子育てサポートシステム以外の情報を提案したり、利用者支援事業へ繋ぐことで、他機関との連携も育まれた。
- 【課題】●就労家庭が増加し、保育園や習い事送迎の依頼が全体の50%近くある中、提供会員数の減少は課題である。。
- 提供会員を増やす取り組みとして、退職後のシニア世代を対象とした、地域振興課生涯学習講座との共催や、横浜市シニアボランティア説明会の拠点開催、自治会町内会単位での横浜子育てサポートシステム導入等、新たな切り口を検討していく。
 - コーディネーター自身がスーパーバイズを受ける体制を整える必要がある。
 - 本部の市への移管に伴い、区支部機能の役割が更に重要になる中、18区のネットワークを基に、区の特性を活かした柔軟な対応が求められる。

振り返りの視点

- ア 区民に対して、子育てサポートシステムについての周知活動を行っているか。
- イ 提供会員数拡大に向けた取組がなされているか。
- ウ 養育者に対して、必要時に利用相談しやすく感じられるような周知活動等の工夫をしているか。
- エ 会員が相互の合意のもとに気持ちよく安全に活動できるよう、会員の状況に応じた活動方法の提案や、丁寧なコーディネートができているか。
- オ 会員の声の把握に努め、必要に応じて活動内容の調整や会員のフォロー、追加のコーディネート等を行っているか。
- カ 提供・両方会員が活動の意義を感じながら、安心・安全な活動を継続して行えるよう、研修会等の取組がなされているか。
- キ 会員の活動意欲を高めるため、会員間の交流をはかる取組がなされているか。
- ク 就労に関する以外の養育者のリフレッシュ等の理由での利用を促進する取組がなされているか。
- ケ 会員間で授受される個人情報や会員が適正に取り扱えるよう、注意喚起や研修等の取組がなされているか。
- コ 援助活動の調整等を通して把握した子育てに関するニーズを、必要な支援や新たな事業、事業の見直しにつなげているか。
- サ 専門的対応が必要と考えられる相談について、こども家庭支援課との連携、連絡体制のもと、適切に対応しているか。
- シ 子育てサポートシステム以外の子育てに関する相談に対して、情報提供等の支援ができているか。

7 利用者支援事業

目指す拠点の姿	(参考)1期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①拠点における利用者支援事業が、区民や関係機関に広く認知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・区民への利用者支援事業の周知度を把握するためのアンケート実施について検討、情報ファイルの更新整理、拠点と区の連携方法について必要時見直していく。 ・地域住民や支え手のネットワークの中で子育て家庭を見守る体制づくりに取り組み、支援を要していながら届かない家庭(制度の狭間で利用できない人等)の支援に繋げる。 	A	A
②相談者に寄り添い主体性を尊重しながら、個別相談に応じ、適切な支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を基盤として、他領域のコーディネーターと連携していく。 ・事業の更なる周知に努める。 ・専任スタッフは、個別相談に応じ、子育て家庭を支える協働の関係づくりや資源の調整を行うための力量が求められる。継続して、研修や業務の見直しを検討する。 	A	A
③子育て家庭を支えるためのネットワークの一員として、包括的な視点を持って子ども・子育て支援に関する関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の在り方について、拠点と区で協力して継続的に検討し、事業を深めていく。 ・各関係機関に配布した「子育て期の情報お役立ちファイル」の活用方法について、情報提供の意義を地域の支援者に伝え、共に学び合っていく。 	A	A

評価の理由(法人)

(主なデータ)

◆相談のデータ: 相談件数: 継続相談の割合 50%(R1年)

相談内容上位: ①親自身②子どもの発達③子どもの生活、就園・就学

子どもの年齢: 小学生 75%(R1年)

◆連絡会等: こんにちは赤ちゃん訪問員連絡会、主任児童委員連絡会、子育て支援者連絡会、児童虐待DV防止連絡会、子育て支援委員会、保育所子育て支援連絡会、子育てグループ交流会、小中学校校長会、横浜子育てパートナー連絡会、自立支援協議会、生活支援課定例支援調整会議、地域ケアプラザ所長会、施設間連携会議、地域福祉保健計画策定推進会議、要保護児童対策会議実務者会議

◆連携先: 児童家庭支援センター、基幹相談支援センター、地域活動ホーム、訪問看護ステーション、精神障害者生活支援センター、地域訓練会、東部地域療育センター、児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業、発達障害の親グループ、ひとり親サポートよこはま、かながわ国際交流財団、女性相談(かながわ女のスペースみずら、YWCA横浜、男女共同参画センター)、就労相談(県労働センター、ハローワーク)、区社協、区民活動支援センター、横浜市立市民病院がん検診センター、保育所等、幼稚園、企業主導型保育所、フードバンク横浜、

◆共催事業: 地区センター、地域ケアプラザ、地域包括支援センター、横浜市総合保健医療センター、がん検診センター、マザーズハローワーク、保育・教育コンシェルジュ、親と子のつどいの広場3ヶ所

◆情報ファイルの配布・更新: 「神奈川区の情報 お役立ちファイル」区内210ヶ所

「外国につながる親子のための地域情報ファイル」区内小中学校・盲学校

①②【多様な人が訪れる常設の居場所に利用者支援事業が加わったことで、家庭や関係者から幅広い相談が寄せられた。拠点のネットワークを活用して多様な資源と繋がり、双方向のネットワークが強化された】

●地域に子育て家庭の伴走者を増やすことを目的として、地域の支援者との関係を積み重ねた。(出張相談後の振り返り、拠点来所時や交流会での対話、連絡会参加等)その結果、周知が進み、それぞれの場における利用者への対応についての相談が増えた。

●横浜子育てサポートシステムと連携して、拠点に来ない層にアプローチする等、拠点の機能と連動しながら家庭を支えた。

●親子にとって身近な拠点で生まれる様々な相談に対して、拠点スタッフと役割を確認しながら寄り添い、主体性を尊重した対応をしたことで、相談者自身の変容し、より主体的に相談を活用する姿が見られるようになった。

●各種カンファレンス(区との定例、生活困窮、養育支援)や、拠点専門相談の振り返りに参加し、家庭を多角的に見るための一助を担った。

●切れ目のない支援を目指して、親子との継続的な繋がりを持ったことから、学齢期の相談もあった。学校や教育相談機関、当事者グループ(不登校、発達障害)との連携も生まれた。

●拠点内カンファレンス、区との定例カンファレンスを積み重ねることで、拠点の相談機能が厚くなり、より継続的な関わりや幅広い相談への対応が可能になった。

●アウトリーチで得られる地域情報、他機関との共催事業から得る最新情報、利用者からの生の情報等、事業を通して得た情報をひろばに蓄積した。拠点スタッフと共に、ひろばでの支援に活用した。

様式1-7 地域子育て支援拠点事業評価シート

③【地域住民や支え手のネットワークの中で家庭を見守る体制づくりを目的として、一つひとつの事例を通して、家庭を取り巻く環境に働きかけた。共催事業や出前事業を行い、課題について地域との共有を図った】

- ひとり親、ダブルケア、里親等の事例や取り組みを通じて、多様な機関と繋がった。専門的視点と日常生活の視点が交差するところで家庭を支えることに取り組んだ。
- ダブルケア課題について、地域ケアプラザと共に、当事者同士の話し合いの場づくりに取り組み、地域に向けて当事者参加のダブルケア講座で発信した。地域ケアプラザに地域課題として働きかけを継続し、場が広がった。
- 他分野のコーディネーターと共に事業に取り組んだ。生活支援センターとメンタルヘルス啓発事業、病院とがん検診啓発事業を拠点ひろば内で実施し、地域での開催にも繋がった。専門的機関と繋がることで、予防的な働きかけに繋がりと、拠点という場を通して、市民への波及効果も大きいという振り返りが得られた。

【横浜市版子育て世代包括支援センターが開設した。利用者支援事業として母子保健コーディネーター(母子保健型)、保育・教育コンシェルジュ(特定型)、横浜子育てパートナー(基本型)が配置され、互いの強みを活かした連携が始まった】

- 地域に根差した拠点として、妊娠期から地域に繋がるよう、拠点事業を工夫した。母子保健コーディネーターが拠点事業に参加する機会に意見交換を重ねた。年間の振り返りも含めて、互いの役割を確認しながら、産前産後の支援について共有することができた。
- 保育・教育コンシェルジュとの出張説明会は、それぞれの強みを活かし、就労世帯だけでなく、幅広い層を対象にする等、効果的に事業を展開した。

【コロナ禍での地域の子育て支援の場の閉鎖や、外出自粛に対して、情報を届ける新たな方法を地域と共に検討し、発信した】

- ニーズの高い、保育・教育コンシェルジュ説明会は、地域施設と共に、オンライン開催に取り組み、オンライン情報発信の定着に繋がった。
- 幼稚園の見学中止や情報不足に対して、子育て当事者グループ等が力を発揮する場をコーディネートし、従来事業を基に、新しくオンライン説明会を実施。事業の継続へ繋がった。

評価の理由(区)

- ①主任児童委員連絡会・かめつ交流会・こんにちは赤ちゃん訪問員定例会を通して、利用者支援を周知すると共に、「お役立ちファイル」の活用を提案、情報更新を手伝った。両親教室では毎月、こんにちは赤ちゃん訪問員定例会・子育て支援連絡会では、年1回、拠点の紹介と共に、横浜子育てパートナーが来所して周知した。
・拠点全体会を通して横浜子育てパートナーが関わっている事業を把握し、周知を行なった。また、ダブルケア事業を拠点が行うことの良さを区内でも共有した。
・H29年区のアンケートでは、42%が「知っている」との回答があり、引き続き周知した。
・学校連携・子ども担当と連携し、小中学校校長会にて拠点で行なっている事業を紹介した。外国につながる親子のためのファイルや、中学校ふれあい体験授業の周知、民間不登校児の親グループの周知等を行なった。
- ②横浜子育てパートナーが親と子のつどいの広場等地域の場や、利用者支援事業としての他の母子保健コーディネーター・保育・教育コンシェルジュとネットワークをつくる重要性を理解し、ネットワークが強化されるよう支援を行なった。
・パートナー変更に伴う研修を行い、サテライトの新たなスタッフに向けて人材研修を行なっている。
- ③区の様々な会議に、横浜子育てパートナーの出席を依頼し、区の子育て支援関係者へ周知や連携を意識して行なった。(要保護児童対策会議実務者会議・子育て支援委員会)

拠点事業としての成果と課題

- 【成果】●事業を通して得た情報を蓄積し、拠点スタッフと共有しながら、相談対応や事業に活用した。拠点の相談機能が厚くなり、より継続的な関わりや幅広い相談への対応が可能になった。
- 子育て家庭の抱えるテーマ(若年層親・40歳前後の親、ダブルケア、ひとり親、里親、ワーキングバランス、疾病障がい等)に対して、拠点機能と連動しながら事業を展開し、専門機関とも連携しながらの寄り添い型支援を担った。多機能型拠点に利用者支援事業が定着したことで、多様な層への働きかけが強化され、拠点事業全体が広がり、活性化した。
 - 18区の拠点に利用者支援事業が加わったことで、近隣区のインフォーマルな情報も含めた地域情報の行き来が活発になった。利用者にとって、家庭の生活域を中心に、区を越えた支援体制や見守りがスムーズになった。
- 【課題】●横浜市版子育て世代包括支援センター実践に向けて、地域との連携を視野に入れたセンター機能の展開を検討していく。
- 毎年更新している「子育て期の情報 お役立ちファイル」の活用について、継続して伝えていく。インターネット等での効果的な情報発信を進めていくと共に、情報を手渡す意義について、当事者や支援者と共に学んでいく。
 - 拠点サテライトの開設により、利用者支援事業が区内2か所で実施される。サテライト地域でのネットワーク強化、2か所の連携等、新たな体制での事業の在り方を検討する。

振り返りの視点

- ア 利用者支援事業を幅広く区民や関係機関に周知しているか。
- イ 養育者に対して、気軽に相談しやすい仕組みづくりや工夫をしているか。
- ウ 最新の情報を収集し、活用できるよう工夫しているか。
- エ 相談に対しては、傾聴に努め、ニーズを把握して対応しているか。
- オ 拠点内連携、関係機関への紹介・仲介・支援依頼等について、相談者が円滑に利用できるような対応をしているか。
また、専門的な対応を要する相談については、内容に応じて速やかに関係機関に紹介・仲介する等、適切な対応を行っているか。
- カ 拠点内連携、関係機関への紹介・仲介後も必要に応じて役割分担を確認しながら継続的な関わりをもっているか。
- キ 相談の対応状況や支援の適切さ、拠点内外での連携状況等について、多角的な視点から振り返りや検討を行っているか。
- ク 拠点のネットワークを活用し、関係機関や地域の社会資源との関係づくり・関係強化を行っているか。
- ケ 利用者支援事業の周知や個別相談等の取組を通じて、支援につながる新たなネットワークの構築を行っているか。
- コ 把握した課題を関係機関等と共有し、拠点事業の充実や、必要な支援の調整や見直し、不足する資源の調整や提案につなげているか。

協働事業プロセス相互検証シート

1 事業計画段階

【共有できたことや認識に違いがあったこと】

・地域と共に進める子育て支援事業(すくすくかめっ子事業・外遊び活動支援事業等)について、課題を共有し、企画段階から協働で取り組んだ。対等な関係性と信頼関係を基に、お互いの特性を十分理解し、事業を計画することができた。
・「子育て支援の在り方」について、区と法人が何回も話し合いを重ねたことで、地域に根差した拠点の特徴を活かした事業を計画することができた。

【今後改善が必要と思われること】

・拠点事業が15年を経て、様々な社会資源とのネットワークが育まれる中、「地域課題」や「事業の意義」から、更に新たなネットワークチームが立ち上がるといった流れが定着してきている。これまでに培ってきた「協働」の取り組みやコーディネート力を糧に、多方面・他分野の関係機関が繋がり、協働の関係を発揮できるよう、先駆事例を学び、共に学習を重ねていきたい。

2 事業実施段階

【共有できたことや認識に違いがあったこと】

・区内全域を対象とした区の事業や関係機関の会議等と、拠点の地域に密着したネットワーク機能の重なり合いを基盤に、拠点の機動力を生かした事業を円滑に進めることができた。
・地域と共に進める事業を実施することで、緊密に連絡を取り合い、事業の意義や互いの理解が深まり、協働の効果を上げることができた。

【今後改善が必要と思われること】

・拠点のネットワークや多様な機関との連携、協働が広がる中、地域課題解決に向けての効果的な進め方やプロジェクトマネジメント力が求められる。
・拠点が取り組む上での、優先順位や間接援助機能について、区と共に検討を重ねていく。
・区と拠点が事業を計画する中で、目標設定を話し合っていくことが必要と考えた。

3 事業の振り返り段階

【共有できたことや認識に違いがあったこと】

・毎月の定例会にて、事業報告し、併せて事業を通して得られたニーズや課題を丁寧に話し合い、共有した。また、年度2回それぞれの拠点事業を機能毎に振り返り、課題や子育て支援のニーズを把握・検討し、次年度に反映させた。
・地域と進める事業については、区が各事業に担当を置くことで、振り返りが深まり、事業の見直し、更新に繋がった。更に、お互いの事業についての取り組みや理解が深まった。

【今後改善が必要と思われること】

・限られた時間の中で、効率的に振り返り、互いがチームで共有し、次の事業に反映することができる力量が必要になる。
・共働き世帯の増加や新型コロナウイルス感染拡大防止における新しい生活様式への対応等急激な社会状況の変化に伴い、共に子育て世代のニーズを把握し、ICTの活用等、事業展開を進めていく。
・区のアンケート結果を共有し、事業に反映させていく。

評価指標の見方について

資料6-1

●評価点数のつけ方

- ① 「判断材料」に記載されている、応募者からの提出書類と委員会当日のプレゼンテーション及び質疑応答をもとに、応募者の提案内容について評価していきます。
- ② 「基準」をもとに、「基礎点」の該当する点数に○をつけます。「基礎点」は5点：特に優れている、4点：優れている、3点：標準的な水準にある、2点：やや劣っている、1点：劣っている、となります。「基礎点」×「重要度」の値が最終的な各項目の評価点数となりますので、「評価」に点数をご記入下さい。

項目		基準 ②	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
1 基本的 事項	(1)子育て支援 に対する理 念、取り組み状 況	子育て支援への理念や取り組みが優れているか				(30)	提出書類 様式Ⅱ
		法人の子育て支援の理念や考え方	5・4・3・2・1	×2		10	
		本市の子育て家庭のニーズや課題に関する考え方	5・4・3・2・1			10	
		子育て支援関連事業の経験・実績	5・4・3・2・1			10	
	(2)地域子育て 支援拠点運営 理念	地域特性を踏まえた地域子育て支援拠点の運営理念が優れているか				(30)	様式Ⅲ- 1
		地域子育て支援拠点の運営理念	5・4・3・2・1	×2		10	
		児童福祉法に基づいた社会福祉事業であることを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1			10	
		区の地域特性、子育て環境、ニーズを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1			10	
	(3)経営方針等	経営方針及び職員採用、育成に対する考え方が優れているか				(30)	様式Ⅲ- 2Ⅲ-3 Ⅲ-4
		経営効率、費用対効果を高める取組についての考え方や計画	5・4・3・2・1	×2		10	
拠点の運営理念や事業計画を踏まえた、職員採用・配置の計画		5・4・3・2・1			10		
職員の育成、研修体制についての考え方や計画		5・4・3・2・1			10		

●評価指標の項目

「1 基本的事項」、「2 事業計画」、「3 管理運営」「4 財務状況等【事務局評価】」の4項目から構成されています。1 基本的事項～3 管理運営まで評価をお願いします。4 財務状況等【事務局評価】については、財務分析結果や応募者からの提出書類に基づき事務局が評価を行います。

横浜市神奈川区地域子育て支援拠点 運営法人選定委員会 評価指標

●評価基準 5:特に優れている 4:優れている 3:標準的な水準にある 2:やや劣っている 1:劣っている

●評価点数 = 評価 × 重要度

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料	
1 基本的事項	子育て支援への理念や取り組みが優れているか				(30)	提出書類 様式Ⅱ	
	(1)子育て支援に対する理念、取り組み状況	法人の子育て支援の理念や考え方	5・4・3・2・1	×2			10
		本市の子育て家庭のニーズや課題に関する考え方	5・4・3・2・1				10
		子育て支援関連事業の経験・実績	5・4・3・2・1				10
	(2)地域子育て支援拠点運営理念	地域特性を踏まえた地域子育て支援拠点の運営理念が優れているか				(30)	様式Ⅲ-1
		地域子育て支援拠点の運営理念	5・4・3・2・1	×2		10	
		児童福祉法に基づいた社会福祉事業であることを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1			10	
	区の地域特性、子育て環境、ニーズを踏まえてICT等も活用した拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1				10	
	(3)経営方針等	経営方針及び職員採用、育成に対する考え方が優れているか				(30)	様式Ⅲ-2 Ⅲ-3 Ⅲ-4
		経営効率、費用対効果を高める取組についての考え方や計画	5・4・3・2・1	×2		10	
拠点の運営理念や事業計画を踏まえた、職員採用・配置の計画		5・4・3・2・1			10		
職員の育成、研修体制についての考え方や計画	5・4・3・2・1				10		
2 事業計画	(1)親子の居場所について	居場所の場づくり、子育て支援ニーズの把握、また、交流促進等に対する考え方が優れているか				(25)	様式Ⅲ-5① Ⅲ-6
		利用者を温かく迎え入れる場づくり	5・4・3・2・1	×1		5	
		多様な世代、性別等の養育者(妊娠期含む。以下同様)と子どもが訪れる場づくり	5・4・3・2・1			5	
		養育者と子どものニーズ把握のための工夫	5・4・3・2・1			5	
		親自身が親として育ち、また子どもが育つ場としての環境づくり等	5・4・3・2・1			5	
	「事業評価シート」を踏まえて重点をおいて実施する計画	5・4・3・2・1				5	
	(2)子育て相談について	子育て相談に関する考え方が優れているか				(25)	様式Ⅲ-5② Ⅲ-6
		気軽に育児に関する相談ができるよう実施方法	5・4・3・2・1	×1		5	
		養育者の相談内容に応じた、関係機関との連携、継続した支援についての考え方	5・4・3・2・1			5	
		相談におけるプライバシーへの配慮についての考え方	5・4・3・2・1			5	
		子育て相談における職員の役割や相談対応にあたっての基本姿勢についての考え方	5・4・3・2・1			5	
	「事業評価シート」を踏まえて重点をおいて実施する計画	5・4・3・2・1				5	
	(3)子育てに関する情報の収集及び提供について	子育てに関する情報の収集及び提供についての考え方が優れているか				(20)	様式Ⅲ-5③ Ⅲ-6
		区内の子育てや子育て支援に関する情報を集約・提供するための方法	5・4・3・2・1	×1		5	
		子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることを、区民に認知してもらうための方法	5・4・3・2・1			5	
		拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わるための方法	5・4・3・2・1			5	
	「事業評価シート」を踏まえて重点をおいて実施する計画	5・4・3・2・1				5	
	(4)地域団体等との連携・交流について	子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携・交流に関する考え方が具体的であり、優れているか				(20)	様式Ⅲ-5④ Ⅲ-6
		子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携	5・4・3・2・1	×1		5	
ネットワークを活かして、地域の情報を収集するための方法		5・4・3・2・1			5		
ネットワークを活かして、利用者を地域へつないでいくための方法		5・4・3・2・1			5		
「事業評価シート」を踏まえて重点をおいて実施する計画	5・4・3・2・1				5		

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料	
2 事業計画	(5)子育て支援人材の育成、支援について	子育て支援人材の育成等に関する考え方が優れているか			(30)	様式Ⅲ-5⑤Ⅲ-6	
		地域の子育て支援活動を活性化するための方法、工夫	5・4・3・2・1	×1	5		
		あらたな子育て支援人材の発掘・育成等に関する考え方、方法	5・4・3・2・1		5		
		地域で子育て支援に関わる人のスキル向上のための支援に関する考え方、方法	5・4・3・2・1		5		
		すくすくかめっ子や個性ある区づくり推進費における事業等(外遊び活動支援事業等)を通して、子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気作りの取組	5・4・3・2・1		5		
		養育者や学生に対しての、子育てについて考え学び合う機会づくりについての考え方、方法	5・4・3・2・1		5		
	「事業評価シート」を踏まえて重点をおいて実施する計画	5・4・3・2・1	5				
	(6)地域の中での預け預かりあいの促進について	地域の中での預け預かりあい等に関する考え方が優れているか			(25)	様式Ⅲ-5⑥Ⅲ-6	
		子育てサポートシステムに、多くの地域の人や養育者が参画を得る方法、工夫	5・4・3・2・1	×1	5		
		会員が安心・安全な活動を行えるように、コーディネーターが果たすべき役割についての考え方	5・4・3・2・1		5		
		相談内容に応じて、子育て相談及び他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげるための考え方、方法	5・4・3・2・1		5		
		会員の活動継続を支えるための研修会や交流会等の方法、工夫	5・4・3・2・1		5		
	「事業評価シート」を踏まえて重点をおいて実施する計画	5・4・3・2・1	5				
	(7)利用者支援事業について	子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関する考え方が適切であり、優れているか			(25)	様式Ⅲ-5⑦Ⅲ-6	
		利用者支援事業を区民や関係機関に広く周知する方法や気軽に利用できるための工夫	5・4・3・2・1	×1	5		
		個別相談対応における姿勢・養育者等への適切な支援についての考え方、対応方法	5・4・3・2・1		5		
		関係機関及び地域の社会資源との協働の関係づくりについて、拠点の他の機能を活用した取組	5・4・3・2・1		5		
		利用者支援の専任職員に求められる資質についての考え方	5・4・3・2・1		5		
「事業評価シート」を踏まえて重点をおいて実施する計画	5・4・3・2・1	5					
3 管理運営	(1)事業内容の質の確保・向上に関する考え方について	区役所との協働、利用者意見の把握、個人情報保護管理、リスクマネジメントの考え方が優れているか			(40)	様式Ⅲ-7	
		区役所との協働、連携に対する考え方	5・4・3・2・1	×2	10		
		利用者意見、要望の把握、対応方法	5・4・3・2・1		10		
		個人情報保護等情報管理についての計画	5・4・3・2・1		10		
子どもの安全確保や事故防止等のリスクマネジメントについての計画	5・4・3・2・1	10					
4 財務状況等【事務局評価】	(1)財務状況(安定的な事業実施が可能な財務状況であるか)	財務分析結果が36点以上である	8	×2	16	財務分析結果	
		財務分析結果が28点以上36点未満である	5				
		財務分析結果が20点以上28点未満である	3				
		財務分析結果が20点未満である	0				
	(2)ワークライフバランスに関する取組	①従業員101人未満であり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	いずれかに該当する場合は1点加点			8	提出書類
		②従業員301人未満であり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	いずれかに該当する場合は1点加点				
		③次世代育成支援対策推進法による認定(くるみん、プラチナくるみん)がされている	いずれかに該当する場合は2点加点				
		④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)がされている					
		⑤青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定がされている	いずれかに該当する場合は2点加点				
		⑥よこはまグッドバランス賞の認定がされている(※認定期間(1/1~12/31)内であること)					
(3)障害者雇用に関する取組	⑦従業員45.5人以上であり、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している。	いずれかに該当する場合は2点加点					
	⑧従業員45.5人未満であり、障害者(1週間の所定雇用時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用される者(見込みを含む))を1人以上雇用している。						
(4)健康経営に関する取組	⑨健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている。	いずれかに該当する場合は1点加点			1		
合計					325		
事務局評価を除く合計					300		

令和4年度横浜市神奈川区地域子育て支援拠点事業仕様書

1 事業目的

市民が安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的として、神奈川区地域子育て支援拠点事業を行う。

2 基本理念

- (1) 事業の実施は、横浜市神奈川区地域子育て支援拠点事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとする。
- (2) 地域子育て支援拠点の運営法人(以下「運営者」という。)は、次の事業・施設運営の基本理念に基づいて、神奈川区(以下「区」という。)及び児童福祉・母子保健関係機関等と連携・協力し、事業・施設の運営にあたるものとする。

【事業・施設運営の基本理念】

- ア 神奈川区における、地域による子育て支援の拠点施設としての運営
- イ 子どもの視点に立ち、すべての就学前児童及びその養育者(妊娠期を含む。以下同様)、並びに子育てに関する支援活動を行う者に開かれた運営
- ウ 子どもと家庭を支援する各種の行政等機関・地域等との連携を図る運営
- エ 利用者の意見、子育てをめぐる社会情勢、市民ニーズの変化に応じて、ICT等も活用することで柔軟に対応できる運営
- オ 子ども及びその養育者の育ちを支援するとともに、養育者自身が事業の担い手として関わることができる視点に立った運営
- カ 地域の人と人とのつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指す運営
- キ 「横浜市版子育て世代包括支援センターの基本的な考え方」に基づく運営

3 実施施設

- (1) 実施施設は、横浜市神奈川区長(以下「区長」という。)が事業を実施するに相当と認める施設とする。実施施設のうち、主たる施設は区長が確保し、出張ひろば施設は運営者が確保するものとする。イ(イ)については、運営者が貸借するものとする。

ア 主たる施設

所在地:横浜市神奈川区東神奈川1-29 かなつくシティ東部療育ビル3階の一部

イ サテライト施設

所在地:横浜市神奈川区入江1-17-12-2

ウ 出張ひろば施設

(ア)所在地:横浜市神奈川区沢渡56-1 沢渡三ツ沢地域ケアプラザ

(イ)所在地:横浜市神奈川区羽沢南1-4-11 羽沢長谷自治会館

- (2) 実施施設の基準等は、実施要綱第4条の定めによる。

4 実施施設における事業内容

(1) 人員配置

常勤職員(週35時間以上勤務)のうち、施設長として1名配置すること。施設長は、この契約の履行に関して、業務従事者を指揮監督するものとする。その他、(3)業務内容を確実に遂行できる人員配置を行うこと。なお、地域の子育て支援人材を積極的に、業務従事者として採用するように努めること。

(2) 事業の実施時間、実施日、休業日

事業の実施時間、実施日、休業日については、実施要綱第5条の定めによる。

(3) 業務内容

次に掲げるとおりとし、事業ごとに目的を踏まえて、実施方法を遵守し、目指す拠点の姿に沿って実施すること。実施にあたっての詳細は、区と運営者が協議する。

ア 乳幼児の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供(親子の居場所事業)

目的 場の提供を通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消し、子育て当事者同士の仲間づくりを促進する。

実施方法 (ア)週5日以上、1日6時間以上、居場所の提供を行うこと。

(イ)子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。

(ウ)出張ひろば施設においては、各会場週1日、1日4時間以上、居場所の提供を行う。

【目指す拠点の姿】

- 利用者を温かく迎え入れる雰囲気のある場になっている。
- 多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場になっている。
- 養育者と子どものニーズ把握の場になっている。
- 養育者自身が親として育ち、また子どもが育つ場となっている。
- さまざまな地域の区民が拠点を利用している。

イ 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること(子育て相談事業)

目的 子どもと家庭に関する相談に対応することを通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消し、支援につながっていないニーズを適切な支援につなげていく。

実施方法 居場所、相談室において相談に対応するほか、電話相談、オンラインによる相談を行う。

【目指す拠点の姿】

- 養育者とスタッフとの間に安心して相談できる信頼関係ができ、気軽に相談ができる場となっている。
- 相談を受け止め、内容に応じて、養育者を関係機関につなげている。また、必要に応じて継続したフォローができていく。

ウ 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること(情報収集・提供事業)

目的 区内等の子育てに関する情報を一元化し、提供することを通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消する。

実施方法 情報コーナーを設置する。また、多様な媒体を活用し、情報提供を行う。

【目指す拠点の姿】

- 区内の子育てや子育て支援に関する情報が集約され、養育者や担い手に向けて提供されている。
- 子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることが、区民に認知されている。
- 拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わっている。

エ 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること(ネットワーク事業)

目的 ネットワーク化を進めることを通じて、様々な地域の子育て支援活動の質の向上、活動の活性化、活動の課題解決を図る。

実施方法 既存のネットワークと十分に連携し、地域の子育て支援に関わる人々の意見・ニーズを踏まえてネットワークを推進する。

【目指す拠点の姿】

- 地域の子育て支援活動を活性化するためのネットワークを構築・推進している。
- ネットワークを活かして、拠点利用者を地域へつないでいる。

オ 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること(人材育成、活動支援事業)

目的 子育て支援人材の育成、当事者のサークル活動等の支援を通じて、子育て支援に関わる市民の増加、活動の多様化、活性化を図る。

実施方法 支援者の養成講座、活動へつなぐ実地研修、レベルアップ研修等を実施し、サークル活動等の育成支援を行う。

【目指す拠点の姿】

- 地域の子育て支援活動を活性化するため、担い手を支えることができている。
- 養育者に対して地域活動の大切さを伝えるとともに、地域の子育て支援に関心のある人が、活動に参加するきっかけを作っている。
- 広く市民に対して、子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気づくりに取り組んでいる。
- これから子育て当事者となる市民に対して、子育てについて考え、学び合えるように働きかけている。
- すくすくかめっ子や親子のたまり場、個性ある区づくり推進費における事業等と緊密な連携を図り、活動を支援している。

カ 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること

(横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業)

目的 横浜市子ども青少年局を本部として実施する「横浜子育てサポートシステム事業」の神奈川区における区支部事務局を運営することを通じて、区内の子育て家庭の主に子どもの預かりに係る支援ニーズを充足するとともに、子育て支援に理解のある地域人材の育成を進め、地域ぐるみの支え合いの促進を図る。

実施方法 横浜子育てサポートシステムに登録を希望する市民への入会説明、会員管理(登録、変更、退会、更新等)、援助活動の調整、提供会員研修会(予定者研修、フォローアップ研修)、会

員交流会の企画実施など、区支部事務局の担当業務を行う。詳細の実施条件については、別紙「横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件」とおりとする。

【目指す拠点の姿】

- 子育てサポートシステムに、多くの区民の参画が得られている。
- 養育者にとって、必要な時に利用しやすい事業となっている。
- 会員が地域の支え合いの良さ、大切さを理解しながら、利用や活動を継続できるように、支えることが出来ている。
- 養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談や他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげている。

キ 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関すること(利用者支援事業)

目的 子育て家庭の相談に応じ、個々のニーズに応じた適切な施設・制度・サービス等の情報を提供することにより、養育者の主体性を尊重した選択の支援や、施設や事業等の円滑な利用を支援する。これらの利用者支援の円滑な実施のため、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり、不足する資源の調整や提案、人材の育成等の地域連携を行う。

実施方法 電話や面接(オンライン含む)による個別相談に応じ、拠点が持つ情報やネットワークを活用しながら、養育者に適した選択肢の提示、養育者主体の選択の支援、支援窓口等の案内・仲介などを行う。また、日常的に地域の社会資源との関係を築き、情報や課題の共有、資源同士をつなげるコーディネート等を行う。詳細の実施条件については、別紙2「利用者支援事業の実施条件」とおりとする。

【目指す拠点の姿】

- 拠点における利用者支援事業が、区民や関係機関に広く認知されている。
- 相談者に寄り添い主体性を尊重しながら、個別相談に応じ、適切な支援を行っている。
- 子育て家庭を支えるためのネットワークの一員として、包括的な視点を持って子ども・子育て支援に関する関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりを行っている。

ク その他子育て支援として、区長が必要と考える事業

(4) ホームページ、パンフレット等の作成

地域子育て支援拠点及びその実施事業等について、利用者に広く周知するためのホームページを作成すること。また、パンフレット、チラシなど紙媒体によっても周知を図ること。

5 サテライト施設の運営に関する事項

- (1) 地域子育て支援拠点の事業を補完するため、前述の実施施設(以下、「主たる施設」という。)とは別に、区が確保したサテライト施設(以下、「サテライト施設」という。)において事業の一部を実施し、主たる施設と一体的に運営する。

(2) サテライト施設における事業内容

ア 人員配置

常勤職員(週35時間以上勤務)のうち、施設長を補佐する現場責任者を1名配置すること。現場責任者は、施設長の指揮監督のもと、サテライト施設における業務従事者を指揮監督するものとする。その他、ウ 業務内容を確実に遂行できる人員配置を行うこと。

なお、地域の子育て支援人材を積極的に、業務従事者として採用するように努めること。

イ 事業の実施時間、実施日、休業日

事業の実施時間、実施日、休業日については、原則として主たる施設と同様とする。

ウ 業務内容

本仕様書第4項第3号に定める業務内容のうち、アからウまで、並びにキ及びクを実施する。事業ごとに目的を踏まえて、実施方法を遵守し、目指す拠点の姿に沿って実施すること。実施にあたっての詳細は、区と運営者が協議する。また、運営者がエからカまでの事業を実施する際は、サテライト施設を活用して実施する。

エ ホームページ、パンフレット等の作成

本仕様書第4項第4号の定めを準用する。

(3) サテライト施設の施設基準等は、事業実施要綱第9条第5項の定めによる。

6 情報の取扱いに関する事項

(1) 個人情報保護の措置

運営者は、別添の「個人情報取扱特記事項」に基づき、事業実施にあたり個人情報の保護に努めなければならない。また、個人情報を取り扱う事務の実施にあたっては、別添の「地域子育て支援拠点業務フロー及び個人情報保護措置」に掲げる事項を遵守しなければならない。

(2) 電子計算機により情報を取り扱う場合の措置

運営者は、業務の遂行にあたり電子計算機により情報を取り扱う際には、別添の「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

7 施設運営に関する事項

(1) 業務従事者の氏名、勤務形態、その他必要な事項を区に報告すること。また、変更があった場合には、その旨を直ちに報告すること。

(2) 業務従事者に必要な健康診断を行い、利用者及び業務従事者の健康を害さないように努めること。

(3) 業務従事者に対して必要な研修を実施又は受講させ、その資質向上に努めること。

(4) 各施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保に努めるとともに、財産等の保全に努めること。

(5) 各施設の衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。事業実施上発生した廃棄物については、適正な分別を行い、所定の場所に搬出するとともに、定期的な清掃等を実施すること。また、利用者には、ごみの持ち帰りを徹底させること。

- (6) 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施すること。また、事故発生時には報告を行うこと。
- (7) 省エネルギーを心掛け、省資源及び廃棄物減量の観点から横浜市の「ヨコハマ3R夢プラン」の取り組みに努めるなど、環境への負荷の低減に努めること。
- (8) 利用者からの苦情・要望の受付・処理を迅速かつ適切に実施すること。

8 各施設の利用に関する事項

- (1) 利用者が各施設を利用する際のルールについては、区と協議し、定めること。
- (2) 利用者は、原則として登録制とし、利用の都度、受付を行うこと。円滑に利用受付ができるよう、受付システムを導入し、登録済みの会員には、会員カードを発行し、バーコードにより受付を行うこと。

9 施設、設備、備品類等の管理に関する事項

- (1) 経費により購入した物品（取得価格30,000円以上の物品とする。）の所有権は区に帰属するものであること。運営者は、これらの物品を、台帳を整備し、ラベル等により、善良なる管理者の注意を持って管理すること。
- (2) 遊具等の備品は、特に衛生保持に努めるとともに、常に破損の有無を確認し、必要があれば修繕し、又は廃棄すること。
- (3) 利用者による施設、設備、備品類等のき損又は滅失に係る1件10万円未満の軽微な修繕等については、運営者が業務の範囲内で行うこと。当該金額を超える修繕となる場合、又は明らかに利用者の故意又は重大な過失に基づくき損で、利用者に対し損害賠償を求めるときと判断される場合には、区と運営者で別途協議すること。

10 知的財産権等の取り扱いに関する事項

事業を運営する過程で発生する以下の事案に係る知的財産権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 運営者が作成した印刷物（印刷物の原版である電子データを含む。）
 - ア 毎月等定期的に利用者向けに発行する通信誌及び子育て情報提供事業の一環として作成した情報紙は運営者に帰属する。ただし区は、区民等への情報提供等の公益的目的がある場合には、当該印刷物の全部又は一部を自由に複製し、配布することができる。
 - イ 上記以外の印刷物
 - 作成にいたる経過等を踏まえて、区と運営者が協議して定める。
- (2) 運営者が開発した研修プログラム
 - 運営者に帰属する。ただし横浜市内の各区において、当該区の区役所及び地域子育て支援拠点並びに横浜市役所が、地域の子育て支援関係者の養成を目的に当該研修プログラムを使用し、研修を実施する場合には、運営者は当該研修プログラムを無償で使用させなければならない。
- (3) 施設愛称
 - 施設愛称については、広く区民に公募して採用した経緯を踏まえて、神奈川区地域子育て支援拠点（サテライト施設を含む）の愛称としてのみ使用できるものであり、運営者が行う他の事業等において、施設愛称、事業名称等として使用することはできないものとする。

(4) 職員マニュアル

運営者が、本事業運営において、その従事者の行動基準として作成したマニュアル等については、その権利は運営者に帰属する。

11 事業報告

(1) 運営者は、毎月、前月分の次の事業の実施状況について、区及びこども青少年局へ報告すること。

- ア 親子の居場所事業の利用状況
- イ 子育て相談事業の実施状況
- ウ 情報収集・提供事業の実施状況
- エ ネットワーク事業の実施状況
- オ 人材育成、活動支援事業の実施状況
- カ 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施状況
- キ 利用者支援事業の実施状況
- ク その他子育て支援として、区長が必要と考える事業の実施状況

また、運営者は毎月10日までに、前月分のア及びイに関する事業実績報告を別途定める様式で区及びこども青少年局へ提出すること。

なお、横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業及び利用者支援事業の実施状況にかかる報告については、それぞれ別紙1「横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件」及び別紙2「利用者支援事業の実施条件」によるものとする。

(2) 運営者は、年度末に、この契約の履行に関して完了報告をしなければならない。完了報告は、事業実施の実績報告に加えて、事業に係る収支報告を含むものとする。

12 一般的事項

(1) 運営者は、関係書類及び次に掲げる諸帳簿等を主たる施設に備え付け、常時記録を保管し、必要に応じて区に報告するものとする。また、これらの関係書類等のうち、サテライト施設に関するものについては、サテライト施設に備え付け、常時記録を保管するものとする。

- ア 委託契約書(写)及び仕様書
- イ 会計関係書類
- ウ 人事労務関係書類
- エ 事業計画及び職員配置計画
- オ 事業実績記録、統計
- カ 利用者関係書類
- キ その他必要書類

(2) 運営者は、仕様書に明記がない場合であっても、実施要綱の趣旨に照らし必要と認められる業務は、区と協議の上誠実に履行するものとする。

(3) 運営者は、本事業の遂行にあたり必要に応じて、区との協議を申し入れることができる。

(4) 本仕様書に関して疑義がある場合には、別途区と協議することとする。

13 その他

- (1) 主たる施設及びサテライト施設の電気料金、ガス料金、上下水道料金、電話料金、インターネットプロバイダ料金等は運営者がそれぞれ契約の相手方に、施設管理費負担金はビルの管理者に支払うこと。ただしサテライト施設の貸借料については、区が別に契約する相手方に支払うこと。出張ひろば施設について使用料が必要な場合は運営者が契約の相手方に支払うこと。また、運営者の契約に基づく支払債務について、履行遅滞、不履行などをしないこと。
- (2) 主たる施設の施設使用料について減免を希望する場合は減免申請書を区役所に提出すること(サテライト施設は含まない)。出張ひろば施設の施設使用料について減免を希望する場合は減免申請を施設管理者に提出すること。
- (3) 收受した文書類は、受領日を記録し、内容の重要度に応じて保管期間を定め、保管すること。
なお、区にあてた文書又は取扱いに疑義のある文書については、区に回送し、その指示を受けること。
- (4) 運営者は、各施設の運営及び事業実施上の瑕疵により、利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。このため、必要な範囲で、施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入すること。
なお、横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業では、会員の援助活動中の万一の事故に備え、提供会員及び利用会員の子供にかかる傷害保険や援助活動にかかる賠償責任保険、また会員の研修会、交流会等の事故に備えた会合傷害保険に横浜市が加入するので、これに関して運営者が保険に加入する必要はないこと。

【参考】人員配置等

1. 主たる施設

施設長 1名

子育てパートナー 1名

横浜子育てサポートシステムコーディネーター 2～3名

親子の居場所事業ほか 5～6名

2. サテライト施設

現場責任者 1名

子育てパートナー 1名

親子の居場所事業ほか 2～3名

※上記人数は、地域子育て支援拠点の主たる施設及びサテライト施設における人員配置等の実績をもとに、参考として示しています。

※すべての事業を確実に実行できる人員を配置してください。

※上記職員のうち、主たる施設においては、施設長、子育てパートナー、横浜子育てサポートシステムコーディネーターを、サテライト施設においては、現場責任者、子育てパートナーを各1名ずつ常勤職員とする必要があります。

※ひろばの利用状況やイベント等の実施により、配置人数は変動するものと考えます。

別紙1 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件

1 業務処理の原則

- (1) 業務は、原則として横浜市が定める「横浜子育てサポートシステム事業実施要綱」(以下「要綱」という。)等、関係規定に基づいて行うこと。
- (2) 横浜子育てサポートシステム事業の本部及び他区支部事務局と十分連携、調整を図ること。
- (3) 実施にあたっては、地域子育て支援拠点の他の機能を活用し、各施設の居場所スペースにおける預かりの試行(後述)等、連携を図りながら事業を推進すること。特に、事業を通じて提供会員等多くの支援人材との関係性が構築されることから、これを支援者ネットワーク事業、人材育成・活動支援事業の推進に十分活かすこと。

2 区支部事務局

- (1) 区支部事務局は、主たる施設内に設けること。
- (2) 区支部事務局には原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局専用の電話を設けること。
- (3) 区支部事務局開設時間は、週5日、1日7時間以上とし、曜日及び時間帯の設定については、親子の居場所事業の開設時間帯との重複及び会員利便性等に配慮して行うこと。

3 コーディネーター

- (1) 上記の区支部事務局に係る業務を行う職員を横浜子育てサポートシステムコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)という。
- (2) 主たる施設に配置する常勤職員のうち、1人は主にコーディネーターとしての業務を行う者とし、この者を原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の責任者とする。
- (3) 上記責任者を含め、区支部事務局には常勤職員、非常勤職員を問わずコーディネーターとしての業務を行う者を、常に配置すること。
- (4) コーディネートの一貫性に配慮し、コーディネーターとしての業務を行う職員は、全体で6人程度を上限の目安とすること。

4 入会説明

- (1) 区支部事務局の来所者に対する個別説明や来所が困難と考えられる人に対する訪問による説明等、入会希望者の意向を十分に把握でき、できる限り入会希望者の利便性に配慮した方法により実施すること。
- (2) 入会希望者が制度理解を深めることができるよう、原則として入会希望者と対面で行うこと。

5 会員管理

- (1) 新規会員に係る一連の事務(入会申込書の受理・処理、システム登録、会員証発行等)を行うこと。
- (2) 会員情報の変更、退会等の対応とともに、会員の登録に関しては、本部の指示のもと、年度ごとに更新・整理を行うこと。

6 援助活動の調整

援助活動の調整は、コーディネーターが行い、会員間の連絡調整の仲介、援助活動に当たっての会員相互の事前打ち合わせへの同席など、援助活動が円滑に行われるための調整を十分に行うこと。

7 提供会員研修

- (1) 提供会員としての入会希望者に対しては、提供会員予定者研修を企画・実施し受講させること。
- (2) 援助活動の質の向上や安全確保のため、区内の提供会員に対するフォローアップ研修を企画、実施すること。
- (3) 企画にあたっては、会員ニーズを踏まえた適切な内容とし、提供会員の状況把握の機会として活用すること。

8 提供会員増加に向けての取り組み

地域の住民同士による援助活動が促進されるよう、利用会員と提供会員の区内の配置バランスを検討し、提供会員増加のための周知活動やイベント等を企画し、実施すること。

9 会員交流会

- (1) 会員間の交流を深め、情報交換の場を提供するため、区内の会員等を対象とした交流会を企画、実施すること。
- (2) 企画に当たっては、会員ニーズを踏まえるとともに、会員の状況把握の機会や援助活動の質の向上の機会として活用すること。

10 施設内の居場所スペースにおける援助活動

個人宅での1対1の預かりに対する会員の不安を緩和し、活動を促進するため、施設内の居場所スペースにおける提供会員による預かりを必要に応じて実施すること。

11 両方会員による援助活動の促進

子育ての当事者同士の助け合いを促進するため、両方会員の登録と、両方会員による預かりを進めること。

12 事業報告

毎月の援助活動実績について区及び本部に報告すること。

なお、本部への事業報告については、区支部事務局で利用する会員情報等管理システム「ファミサポねっとシステム」を活用すること。

別紙2 利用者支援事業の実施条件

1 業務処理の原則

実施にあたっては、地域子育て支援拠点の他の機能を基盤として、一体的に機能させ、また、これを拠点事業全体の推進に十分活かすこと。

2 利用者支援専任職員

- (1) 上記の業務を行う職員を利用者支援専任職員（以下「専任職員」という。）という。
- (2) 各施設に配置する常勤職員のうち、各施設1人を専任職員として本業務を行うこと。
- (3) 専任職員は、子育て支援に理解が深く、意欲的な活動が期待できる者で、次の要件を備えていること。
 - ア 地域子育て支援拠点等、地域における子育て支援活動または活動支援の経験を有し、地域の子育て事情や社会資源に精通した者
 - イ 子育て支援員研修地域子育て支援コース(利用者支援事業・基本型)または市が認めた専任職員向けの研修課程をすべて修了した者

3 実施方法

- (1) 各施設内で、親子の居場所の提供時間に合わせて実施すること。また、必要に応じて、子育て中の親子が集まる場を活用した相談を行う。（家庭訪問は含まない。）
- (2) 各施設に専用の電話を設けること。
- (3) 相談を受ける際には、プライバシーの保護に配慮すること。

4 業務内容

- (1) 利用者支援
 - ア 電話・面接(オンライン含む)での個別相談に応じること。
 - イ 養育者が、必要な支援機関を適切に利用するために必要な情報の提供その他を行うこと。
 - ウ 地域子育て支援拠点のもつ機能を活用し、養育者主体の選択の支援・支援窓口等への案内・仲介等を行うこと。
- (2) 地域連携
 - ア 地域子育て支援拠点のもつ機能を活用し、関係機関や地域の社会資源との間で、利用者支援に関連する情報の共有や関係性の強化を図ること。
 - イ 専門的な対応を要する相談については、速やかに関係機関に案内・仲介する等、適切な対応を行うこと。
 - ウ 関係機関に案内・仲介した後も、支援に携わるネットワークの一員として、役割分担に応じて支援を行うこと。

5 事業報告

毎月10日までに、前月分の事業実績報告を別途定める様式で区及びこども青少年局へ提出すること。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

地域子育て支援拠点業務フロー及び個人情報保護措置

1 利用受付

【利用申込】

- ・利用申込書の提出を受け、情報を受付システムに入力する。
- ・利用者カードを発行する。
- ※ システムを用いるPCは、実施施設及びサテライト施設間でVPN接続を行う。
ただし、インターネット接続は行わない。
- ※ システムのソフトウェア及びPCには、使用者IDとパスワードを設定し、使用者を限定する。
入力作業を終え、作業機器から離れる際は、必ずソフトウェアを終了し、システムをログアウトにする。(1分以上作業がない場合に、自動ログアウトする設定もあわせて行う。)
- ※ 記録デバイスの使用をソフトウェアで制限し、データの持ち出しを防ぐ。
- ※ 作業機器の盗難防止措置を講じる(ワイヤーロックなど)。

システムに入力した利用者データは次回以降の利用受付以外に、次に利用する。

- ①利用者数等の集計作業
- ②電子メール等でイベント等の事業案内の送付(申込時に希望の有無を確認し、希望する者のみに送付すること。)

【次回以降の利用受付】

- ・利用者カードのバーコードにより受付する。

【利用申込書、バックアップデータの保管】

- ・利用申込書と電磁記録のバックアップディスクは、事務室の鍵つき書庫に保管する。

●保存期間等●

児童が就学年齢に達した場合、1年間利用がない場合、利用者の申出があった場合には削除する。また、利用者の申出により随時受付、更新する。

2 子育て相談

【相談受理】

- ・施設内、相談室等における相談
- ・電話による相談
- ※ 相談内容、相談者の希望に応じ、プライバシーに配慮した環境で、相談対応する。

以下の場合であって、相談者の了承を得た場合のみ、相談連絡票に記録する。ただし、虐待やDVなど緊急性が高い場合等は、その限りではない。

- ①再度、相談に応じる必要がある。
- ②福祉保健センターに紹介し、専門的支援につなげる必要がある。

【記録】

- ・相談室において対面で記録
- ・相談の事後に、事務室で記録
- ※ 相談対応した職員が記載し、施設長へ報告する。

- ①施設長へ報告後、再度相談対応に備えて記録を保管する。
- ②福祉保健センターへ相談連絡票の写しを提供し、引き継ぐ。
写しの提供は手渡しで行うこと。また、外へ持ち運ぶ際には「取扱い上の注意」を厳守すること。
原本は拠点において保管する。

【相談連絡票の保管】

事務室の鍵つき書庫に保管する。

●保存期間等●

相談があった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して1年間を経過した場合には、速やかにシュレッダー等により裁断し廃棄する。

●取扱い上の注意●

- ・持出時と持込時に、管理責任者が文書の紛失がないか確認すること。
- ・持出文書の管理を厳正に行い、紛失をせず、また他の者が閲覧可能な場所に放置しないこと。

3 利用者支援

【相談受理】

- ・施設内、相談室等における相談
- ・電話による相談

※ 相談内容、相談者の希望に応じ、プライバシーに配慮した環境で、相談対応する。

全ての相談について、利用者支援記載様式に記録する。

【利用者支援相談記録票の作成】

- ・相談室において対面で記録
- ・相談の事後に、事務室で記録

※ 利用者支援専任職員が記載し、施設長へ随時報告する。

施設長へ報告後、記録を保管する。

【利用者支援相談記録票の保管】

事務室の鍵つき書庫に保管する。

専門的な対応を要する相談を受理した場合は、施設長への報告後、利用者支援連絡票に記録し、福祉保健センターへの報告を行う。

※報告にあたっては、利用者本人の承諾を得ることを原則とする。ただし、虐待やDVなど緊急性が高い場合等は、その限りではない。

【利用者支援連絡票の作成・福祉保健センターへの連絡】

相談の事後に、事務室等個室で記録

※ 判断に迷う場合は、福祉保健センターへ電話連絡し、対応を協議する。

福祉保健センターへ利用者支援相談記録票及び利用者支援連絡票の写しを提供し、引き継ぐ。写しの提供は手渡しで行うこと。また、外へ持ち運ぶ際には「取扱い上の注意」を厳守すること。

原本は拠点において保管する。

【利用者支援相談記録票及び利用者支援連絡票の保管】

事務室の鍵つき書庫に保管する。

●取扱い上の注意●

- ・持出時と持込時に、利用者支援専任職員が文書の紛失がないか確認すること。
- ・持出文書の管理を厳正に行い、紛失をせず、また他の者が閲覧可能な場所に放置しないこと。

●保存期間等●

相談があった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間を経過した場合には、速やかにシュレッダー等により裁断し廃棄する。

4 子育てサポートシステム

1) 支部事務局内で取り扱う文書

項目	文書名	保存期間	報告有無	報告先
(1) 入会説明会				
	入会説明参加者名簿 (任意様式)	5年		
(2) 予定者研修会・フォローアップ研修会				
	研修会参加申込書	5年		
	受講者名簿	5年		
	保育児童名簿	5年		
	保育票	5年		
	保育協力者名簿	5年		
	講師および保育協力者 口座振込依頼書	5年		
	提供・両方会員研修受講者アンケート	5年	有	区
	提供・両方会員希望者アンケート	5年	有	区
	緊急救命講習受講済届出書	5年		
(3) 会員登録				
	入会申込書	退会后5年		
	会員証	退会及び資格喪失後、区支部へ返却され破棄		
	会員登録変更届	退会后5年		
	退会届	5年		
	会員更新登録申込書	5年		
	会員名簿(任意様式)	更新後破棄		
(4) 援助活動				
	コーディネーター記録 (任意様式)	5年		
	援助活動報告書	5年		
(5) 事故				
	事故報告書	5年	有	区

●保存期間等●

- ・作成または受理した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、文書ごとに定める年数を保存する。
- ・保存期間終了後は、シュレッダー等により裁断し破棄する。
- ・保存期間中は、事務室の鍵つき書庫に保管する。

●受発送する文書の取り扱い上の注意●

- ・文書を発送する場合には、誤発送防止措置を講じること（宛先や内容物を複数人で確認する等）。また、文書の発送記録を残すこと。
- ・文書が到着した場合には、内容の確認を行い、受領記録を残すこと。

2) 支部事務局で利用する会員情報等管理システム「ファミサポねっとシステム」

- ・本部がシステムの運用を行い、本部・支部・会員がインターネットを通じてアクセスして利用する。
- ・支部は自区及び区外利用者に関するデータについて閲覧・入力可能。
- ・システムにアクセス可能な作業機器の設定は、本部及び区支部が行う。また、システムにログインするためのIDとパスワードは、本部から発行される。

●取り扱い上の注意●

- ・システムの利用者を限定するとともに、ID・パスワードは、管理を厳正（PCに記憶させない等）に行い、使用者以外に漏らさないこと。
- ・作業機器から離れる際は、必ずシステムをログアウトにすること（自動ログアウトの設定等を行うなど）。
- ・作業機器の盗難防止措置（ワイヤーロックなど）を講じること。
- ・業務上の必要により個人情報を含む帳票を出力した際には、管理を厳正に行い、紛失をせず、また他の者が閲覧可能な場所に放置しないこと。作業終了後には、適正に破棄すること。

3) 支部事務局外で援助活動調整等のために取り扱う文書

(ア)入会申込書

●取り扱い上の注意●

- ・持出時と持込時に、支部事務局責任者が文書の紛失がないか確認すること。
- ・持出者は、持出文書の管理を厳正に行い、紛失をせず、また他の者が閲覧可能な場所に放置しないこと。

4 管理点検、研修

個人情報の管理体制について、少なくとも年2回以上は点検を行うとともに、個人情報を取扱う従事者に対しては、少なくとも年に1回研修を実施すること。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、協働契約書の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の協働契約(委託型)に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合は、委託者は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、協働契約書第26条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとす。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、協働契約書第30条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

神奈川区地域子育て支援拠点運営法人募集に係る質問及び回答

令和3年11月30日
神奈川区こども家庭支援課

【質問】

募集要項12ページ：業務の引継ぎ等準備業務について

運営法人募集公表10月下旬から、法人選定結果通知が2月上旬と、選定に関わる期間が長く、引継ぎ業務期間がタイトと思われます。

地域に密着したきめ細かい運営が求められる地域子育て支援拠点事業において、丁寧な引継ぎを行うために、次期の運営法人募集選定の際には、改善点としてご検討願えれば幸いです。

【回答】

次期運営法人選定の際には、改善できるように努めていきたいと思っております。